

令和元年10月4日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
保	險	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和元年10月4日（金）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和元年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
8	9 勝 屋 弘 貞	<p>1. 放課後児童クラブについて</p> <p>(1)放課後児童クラブとの意見交換内容を踏まえて</p> <p>①それぞれの年齢のこどもの発達に即した育成・支援はできているのか</p> <p>②発達障害をもつ児童への対応は</p> <p>③これまでのトラブルや苦情とその対応策について</p> <p>④職員処遇・待遇について</p> <p>2. 野良猫対策について</p> <p>(1)市内における野良猫の現状とその対応について</p> <p>(2)蟻尾山地区の「地域猫」の取り組みについて</p> <p>①組織について</p> <p>②餌場やトイレの管理について</p> <p>(3)猫の飼い方の啓発について</p> <p>①飼い猫の避妊状況について</p> <p>②室内飼い等の周知について</p>
9	10 伊 東 茂	<p>1. 8月28日佐賀県豪雨の検証と今後、被害を最小限に抑える治水対策について</p> <p>(1)県内被災地への本市からの物心支援、協力体制の実績</p> <p>(2)1時間雨量が100ミリを超え、総雨量が500ミリに達した場合の、浜川・中川・鹿島川の氾濫の危険性について</p> <p>(3)市内各所の雨水対策ポンプ場の稼働の限界値について</p> <p>(4)避難場所のライフライン確保の準備について</p> <p>2. 消費税10%増税による市民生活への影響と経済対策の必要性について</p> <p>(1)社会保障財源目的の増税により市民に還元される政策について</p> <p>(2)2014年、8%増税時と比較して増税直前の本年上半期、市内の設備投資、景気も低迷する中、市民生活を守る施策を問う</p> <p>(3)令和2年度鹿島市新年度予算に向けて、公共工事費の増額を求む</p> <p>3. 区長代表者会との意見交換会、消防団幹部との意見交換会からの要望</p> <p>(1)市内6地区から現在出されている要望書の未決事案について</p> <p>(2)消防団員の報酬引き上げの必要性</p>

順番	議員名	質問要旨
10	2 池田 廣志	1. 第6次鹿島市総合計画の基本構想について (1) 目指す都市像とは ① みんなが住みやすく、暮らしやすいまちについて ② 市内の大型店の立地状況について ③ 市内の買い物困難地区について ④ 買い物や食事の店の不足について ⑤ 国道207号バイパス周辺の土地利用の推進について (2) 人口の将来展望について ① 人口減少対策について (3) 企業誘致について ① 実績と実現しなかった要因について

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

おはようございます。9番議員、勝屋弘貞でございます。通告に従いまして御質問申し上げます前に、さきの集中豪雨並びに台風で被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早く被災前の穏やかな日々を取り戻されますことを祈念申し上げます。

それでは、質問申し上げます。

大きな1つ目でございます。放課後児童クラブについてお尋ねいたします。

放課後児童クラブは、当初、低学年児童が対象であったものが、保護者からの強い要望等もございまして、全学年が対象となり、先日の杉原議員からの質問にも、全学年が対象で、現在、鹿島市において待機児童はないとの答弁でございましたので、まずは一安心と言いたるところでございますが、せんだっての放課後児童クラブとの意見交換会におきましてお聞きしました要望や意見を踏まえ、少しばかり気になった点につきまして、放課後児童クラブのあり方についてお尋ねしたいと思います。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項8、放課後児童健全育成事業を根拠とした事業でございますが、先ほど申し上げましたように、全学年が対象となったことで今の体制で無理はないのか、小学1年生から6年生までは個々それぞれが大きく成長し変化する時期で、年齢や性格に合った子供の発達に即した育成支援が今の状況でできていると思うのか、健全育成の概念をどう捉えているのかをお尋ねしたいと思います。

大きな2つ目、野良猫対策についてお尋ねいたします。

先日、NHKを見ておりましたら、「家族になろうよ」という生放送の番組がございました。ことし2月に第1回目の放送があったらしく、今回は第3弾ということでございましたが、保護犬や保護猫をスタジオで紹介して、新しい家族との出会いをお手伝いするという番組でございました。

ことし6月に改正された動物愛護管理法では、全ての人が動物は命あるものであることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみではなく、人間と動物がともに生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知った上で適正に取り扱うよう定めてあり、命を粗末に扱わない社会、人間の都合に合わせることをない動物の共生社会を構築すると決められておるところでございます。

しかしながら、現在、犬に関しましては、人間にとっても恐ろしい感染症である狂犬病の発生を予防するために、狂犬病予防法において飼い主の飼育責任と行政においても対応等が明確に示されているわけでございますが、残念ながら猫に関しましては条例を定めている自治体があるものの、明確な法的規制がないために、ほとんどの自治体において極めて曖昧に対応しているところがございます。それにより日本の各地で野良猫がふえ、心ならずも生まれてきた命の火を消すようなことが行われてきたという歴史があるわけでございます。

そこで質問でございますが、まずは飼い猫の数、野良猫の数などを含め、鹿島市内において猫の状況をどのように把握されておられるのかをお聞きしたいと思います。

これで総括の質問を終わります。あとは一問一答にてお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

私のほうからは、1項目目の質問の放課後児童クラブについてお答えをいたします。

御質問は、全学年が対象となったことで今の体制で無理はないのか、小学校1年生から6年生までは個々それぞれが大きく成長し変化する時期で、年齢や性格に合った子供の発達に即した育成支援が今の状況でできていると思うのか、それから、健全育成の概念をどう捉えているのかという内容ですけれども、3つの内容を織りまぜて答弁させていただきますので、お答えする順番が少し変わるかもしれません。また、少しお時間をいただくことになると思いますが、御容赦いただきたいと思っております。

まず、全学年が対象となったことで今の体制で無理はないのかという御質問ですけれども、放課後児童クラブにおいて、現行のとおり小学校6年生まで受け入れるようになったのは、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定められた平成27年度からとなっております。本市においても平成27年度からクラブ数をふやしたり、定員数を拡大したりして受け入れ態勢を整えてきたところです。

ちなみに、平成27年度にクラブに登録していた児童数は、5月1日現在で343人、クラブ数は12ございましたが、今年度同時期で児童数は463人、16クラブに増加しております。

そのような中、運営の実務を担っていただく支援員においても配置数をふやしております。平成27年度の支援員数は5月1日現在で32人であったものが、今年度は45人を配置しております。支援員数は国の基準でおおむね児童数40人以下ごとに2人以上となっております。本市におきましては、佐賀県放課後児童クラブガイドラインに基づき、クラブごとに児童数35人までは2人以上、児童数36人以上は3人以上の支援員を配置しており、国の基準より児童1人当たりの支援員数の数をふやして運用を行っているところでございます。

次に、順番は変わりますが、健全育成の概念をどう捉えているかという御質問ですが、まず、放課後児童クラブの支援員には、放課後児童クラブの運営に当たり、放課後児童クラブ運営指針に沿って育成支援をお願いしているところでございます。

この放課後児童クラブ運営指針とは、国の定める基準に基づき、放課後児童クラブにおける育成支援に関する事項等を定めたものでございます。運営指針において放課後児童クラブにおける育成支援とは、子供の健全な育成と遊び及び生活の支援と定められているところでございます。

育成支援の基本として、子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子供がみずから危険を回避できるようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣等の確立等により、子供の健全な育成を図ることを目的としております。

最後に、小学校1年生から6年生までは個々それぞれが大きく成長し変化する時期で、年齢や性格に合った子供の発達に即した育成支援が今の状況でできているか、できていると思うのかという御質問ですが、運営指針の中では子供の発達についても述べてございます。放課後児童クラブでは、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能とすることが求められておりますので、放課後児童支援員等は、子供の発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人一人の心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要とされております。

また、児童期の発達過程と発達領域について、目安としておおむね6歳から8歳まで、9歳から10歳まで、11歳から12歳までの3つの時期に区分することができ、それぞれの時期の特徴や発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項などが述べられております。例えば、おおむね6歳から8歳、いわゆる低学年ですが、子供への配慮として、幼児期の発達の特性も見られることから、放課後児童支援員等が身近にいて子供が安心して頼ることができる存在になれるよう心がけるなど、それぞれの時期の特徴を踏まえた配慮事項が示されております。

運営指針においては、放課後児童支援員等は、子供たちに接するに当たり、まずは子供一

人一人の心身の状態を把握しながら、集団の中での子供同士のかかわりを大切にして育成支援を行うこととされているところです。

また、放課後児童クラブは学校と違い、学年ごとではなく、全ての学年が同じ部屋で遊びや生活を行っています。このことについて、運営指針においては、年齢や発達の状況が異なる多様な子供たちが一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子供の発達の特徴や子供同士の関係を捉えながら適切にかかわることで子供たちが安心して過ごせるようにし、一人一人と集団全体の生活を豊かにすることが必要とされているところでございます。

確かに放課後児童クラブ支援員の中でも運営指針の理解においては、経験年数などからあらわれる習熟度に差があることは否定をしません、できる限り一定程度の理解を得られるよう、放課後児童クラブの支援員においては、運営指針について機会あるごとに目を通してもらっております。例えば、昨年度は毎月開催している全支援員が集まる支援員連絡会において運営指針の理解を深めるに当たり、外部講師を迎えての講習会や習熟度の高い支援員による研修会を実施しております。

また、定期的に行われる主任の支援員の会議においては、放課後児童クラブ運営指針に定める支援の内容について、各クラブのミーティング時に振り返りをするためのチェックリストについて確認し合ったりしているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、御質問の猫の状況について御答弁をいたしたいと思います。

平成20年3月、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、飼い主の社会的責任や事業者の社会的責任の徹底、連携・協働による施策の推進、致死処分数減少への取り組みなどを基本方針といたしました佐賀県動物愛護管理推進計画が策定されました。従来から飼い主に対しまして、動物を所有する者として社会的責任を十分に自覚して終生飼養に努めるよう、適正飼養に関する啓発が進められてきておりましたが、依然として猫が他人の敷地内で子供を産んでいる、庭や花壇で排せつをして困る、泣き声がうるさいなど、猫に関する苦情が多く寄せられております。こうした問題は、飼い主の飼育放棄や室外飼いなどによる不適正な猫の飼い方によるものだけではなく、飼い主のいない猫への無責任な餌やりにより、飼い主のいない猫が過剰に繁殖してしまうことも一因となっております。

鹿島市においても、蟻尾山公園や門前商店街、かたらい周辺、北公園など、推計で40匹程度の野良猫が見受けられる状況にあります。議員御指摘のように、猫につきましては登録制ではございませんので、飼い猫を含めました全体数は把握できていない状況であります。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

それでは、一問一答でよろしく願いいたします。

児童クラブ支援員さんと意見交換がございまして、その際、気になった点が幾つかございまして、それに基づきまして質問申し上げます。

お話の中では、子供の人数が多くてプレールームが狭い、そういったお話もございました。1人当たりの基準平米はクリアしているようではございますが、杉原議員のときの答弁におきまして、設備に関しては82.4%というところで満足度があるということだったんですが、こういったところでも支援員さんのほうからもありましたように、設備に関して、そういったところも含めて、保護者のほうは不満を持っていらっしゃるのではなかろうかと思えます。

情報伝達につきましては89.8%が満足ということだったんですが、この2点につきまして、100%に近づくためにどういったところを見直すのか、そのあたりをどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

まず、支援員さんとの意見交換において気になったことということで、人数が多くてプレールームが狭いということですが、このことについては勝屋議員おっしゃるとおり、国の基準や運営指針において、生活スペースとしての専用区画の面積は子供1人につきおおむね1.65平米以上を確保することが求められております。各クラブの定員は専用区画の面積に基づき定めておりますので、基準を満たしているとは認識しているところですが、確かに部屋の中で子供たちが動き回ったりする場合は狭いという印象があるのかなというふうにも感じているところです。

設備に関しては82.4%、情報伝達に関しては89.8%が満足となっている。100%に近づくためにどういったところを見直すのかという御質問になっているんですけども、勝屋議員がおっしゃった数字については、本年1月から2月に保護者に対して実施した子ども・子育て支援ニーズ調査の放課後児童クラブに関する満足度をあらわした数値ということになると思います。特に施設面においては、直ちに達成するということは難しいと考えておりますが、100%を目指すためには、今後の課題としてできるものから取り組んでいくようにしたいと考えております。具体的には、施設整備については実施計画に掲上し、年次計画を組んで整備を図りたいと考えております。

保護者への情報伝達については、児童のお迎えのときに、保護者の方にきょうあった出来事をできるだけお伝えするとか、各児童に持たせている連絡帳に、特にお伝えしたいこととして、気になった項目について記入するよう周知をしていきたいと考えております。

なお、緊急の連絡などは、現在活用しているマチコミメールを利用して迅速な情報発信に努めていきたいと考えております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

我々の文教厚生産業委員会で、放課後児童クラブとの意見交換会で意見を取りまとめて報告書をつくっております。その中で、福祉課のほうから回答もいただいておりますので、それをまとめているものでございますけれども、設備に関してというところで82.4%、消耗品の年間予算が35千円ですか、現状切り詰めて切り詰めてやっているというところで、その回答におきましては、ある程度の予備を確保しているということだったんですけれども、そのあたりも、もし支援員さんあたり予備があるよということを御存じでしたら、そういうお申し込みもあったのじゃなかろうかと思っておりますけれども、そのあたりの周知が足りていなかったのではなかろうかと思うわけでございます。

情報伝達につきましては、10%余りが満足していないということだったので、これは保護者との連絡というのは密にとっていただかんと、子供の状況とかなんとかでもしっかりと把握しておかんといかにところがありますので、これもちょっと大きな問題なのかなと思って私は捉えておるところでございます。

ほかの質問に行きますけれども、コーディネーターがいない、そういう御意見でございました。福祉課からの回答には、県からの放課後児童クラブ巡回支援事業が始まり、それを2つのクラブで対象に利用するというところでございますけれども、ちょっとこれはまた曖昧な回答になっておらんかなと思ったわけでございます。支援員さんは全体的な統括みたいないところがないのかな、ないというところをおっしゃっているんじゃないかなと思いますけれども、その辺も含めて、県の巡回支援事業というのはどういうものかも含めたところでお答えいただけますでしょうか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

まず、文教厚生産業委員会の報告書の中では、コーディネーター、全体的に見る人がいないということに対して、福祉課のほうで毎月実施している支援員連絡会に外部の講師を招くなどしてクラブ内の問題解決や支援員のスキルアップを目指していると。本年度から県の放

課後児童クラブ巡回支援事業が始まり、鹿島市でもこの事業を利用して、2つのクラブが事業対象に指定される予定ということでお答えをしております。確かに明確な回答になっていない部分もあるので、今回、答弁で少し補足をさせながら御回答したいと思います。

まず、全体的に見るコーディネーターがいないという御質問なんですけれども、恐らくお尋ねになられた支援員さんが考えているのは、市内の全クラブまたは各クラブを幾つかにまとめたグループにおいて、支援員に対する助言や指導などを行ったり、クラブ間の調整を行うリーダー的立場の職員をコーディネーターとしてイメージされているのではないかというふうに推測しております。確かに県内の他自治体の状況を見ますと、チーフやリーダー、主任などの肩書でコーディネーターの役割を果たされている職員がいらっしゃるようです。特に放課後児童クラブを外部委託されている自治体においては、請負契約の関係上、委託先である自治体からの指揮命令を受けられないため、コーディネーター的役割の職員が必要になるということも理解をいたします。

本市においては、現在、直営で放課後児童クラブを運営しておりますので、福祉課の職員が全体の支援員の調整を行っているところです。事務職員としての立場ではなく、別に現場をまとめるコーディネーター的役割の支援員がいることは、確かに業務の遂行面においては助かる一面もあると思います。

ただ、コーディネーター的役割の支援員となると、全体の支援員の意見や要望を聞いたり、間に立ったりと、相当のプレッシャーや責任が生じるとも考えられます。そのような職責を支援員が担うということが果たしていいことなのか。それは、本来は福祉課の職員が担うべきところではないのかといったような問題もありますので、さまざまな方面からの意見を聞いて、慎重に考えなければならない課題であると認識をしております。

次に、県の巡回支援事業のことについてお尋ねがっております。

放課後児童クラブへの巡回支援事業は、今年度から始まった県の事業です。事業の目的は、放課後児童クラブにおいて子供が安全・安心に過ごすことができ、質の高い支援を確保するための助言、指導等を巡回支援により行うことで、放課後児童クラブに対する支援体制の強化と県全体の放課後児童クラブの質の向上を図るといったものでございます。

事業の内容は、県が小城市にありますNPO法人放課後児童クラブ連絡会に委託し、県内全域の放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを派遣するといったものでございます。

アドバイザーの業務としては、事故、けが防止や防犯・防災対策など、安全管理体制等に関する助言や、子供の発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導、障害のある子供や特に配慮を必要とする子供の支援に必要な関係機関との連携、紹介などを行うなどでございます。

本市への巡回は、1回目は9月10日に古枝小学校と能古見小学校を訪問され、今年度中にもう一回同じクラブを訪問される予定となっております。

巡回支援後の対応としては、受託者であるNPO法人放課後児童クラブ連絡会が巡回支援後、県に報告書を提出し、県が課題整理等を行った上で巡回市町へフィードバックし、市町が対策の検討を行う流れになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

コーディネーター的な立場の方がいないというところを、福祉課のほうの職員でどうかということも考えるということですので、しっかりと支援員さんたちの意見をまとめていただいて進めていっていただきたいと思います。

それでは次ですけれども、発達障害を持つ子供たちへの接し方がわからないので、専門家を派遣してほしい、そういう御意見がございました。その回答は、発達障害を持つ児童への理解や対処法を学ぶために、すこやか教室の職員を講師として勉強会を実施しました。そういうことでございます。夏に講師を派遣するなどして、支援に感心して働けるようにしていくということでございますけれども、障害を持つ子供たちに対しまして、学校生活同様の合理的な配慮、そういったものがなされておられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

先ほど子供の発達に即した育成支援はできているかとの御質問の中で取り上げました放課後児童クラブ運営指針の中では、発達障害を含めた障害のある子供への対応についても、受け入れの考え方や育成支援に当たっての留意点が示されているところです。

例えば、受け入れの考え方として、子供同士が生活を通してともに成長できるよう、障害のある子供も放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受け入れに努めるといったこと、それから、地域社会における障害のある子供の放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図るといったことが示されているところです。

また、育成支援に当たっての留意点としては、障害のある子供の育成支援について事例検討会を行い、研修等を通じて障害について理解するといったことや、障害のある子供の特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の専門機関等と連携して相談できる体制をつくるなどが示されているところです。

本市の放課後児童クラブにおける障害のある子供の受け入れ時の配慮等については、そのクラブの全体的な育成支援の状況を見ながら、基本的には支援を要する児童が2人以上いる

場合、支援員を1名加配しているところがございます。

障害のある子供の育成支援については、学校側と年2回程度の情報交換の場だけではなく、支援員が担任と個別の児童についての相談を行っている場合もあります。

また、昨年度は障害のある子供の育成支援について、支援員の理解を深めるために、全支援員が集まる支援員連絡会において、児童発達支援施設であるすこやか教室の管理責任者による発達障害の理解と支援について研修を行ったところです。今後も機会あるごとに運営指針を踏まえた研修などを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

発達障害を持たれているお子様が2人以上いらっしゃるところは加配して対応されているというところがございますけれども、実際、多くのお子様たちを見守る中で、どうしても突発的な出来事が起こったりとか、そういったところで見守りに負担を感じていらっしゃるような御意見もございます。そのあたりについてどう思われているのか、いま一度お聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

今の御質問は、発達障害ということに限らず、一般的な例としての御質問ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

放課後児童クラブは集団で生活しているということがありますので、例えば、支援員の日誌などを見ると、時には子供同士の争いといったこともあるようです。例えば、同級生同士の言い争いで嫌な言葉を言われて腹が立ったとかある場合があります。そういったときは支援員が両者の言い分を聞き、2人でできるだけ話し合いをさせて解決させると。中にはその後忘れたように仲よく遊んでいたなどといった事例も報告をされております。

子供たちの争いに対しては、それぞれの支援員の経験則による対処があると思いますけれども、運営指針の中では、遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気づくこと、葛藤の調整や感情の高ぶりを和らげること等ができるように適切に援助するとあります。支援員が活動現場でけんかなどのトラブルに対応するときは、まず感情の高ぶりからクールダウンさせることを心がけ、両者の言い分を聞き、子供同士の関係がよい方向に継続するように努めているものでございます。

また、クラブで起きたことは、基本的にはクラブ内で解決するよう努力をしておりますけれども、事案の程度次第では学校側に報告し、助言や協力をお願いする場合もあります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

子供たちの間の小さなトラブルみたいなのにその都度対応しているということなんですけれども、全体的に設備に関しての不満とかも言っておりましたけれども、そういった保護者からの苦情等に対する対応、大きなところで何かそういったものがあつたのかどうか、お聞きしたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

保護者からの苦情ということですが、放課後児童クラブに対して保護者からの御要望や御意見については、機会あるごとに承っているというところですが、市に対して直接的に苦情を訴えられるといったことはそれほど多くはないと認識しております。先ほど紹介した本年1月から2月に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査のアンケートでは、放課後児童クラブに対する総合的な満足度としては91.7%という数字が上げられております。そういったことから、おおむね保護者の方の求める運営はなされているのではないかなとは認識をしております。

ただ、苦情といいますか、御意見になるのかわかりませんが、1つの事例を御紹介しますと、子供に対する接し方において、注意する言葉がしつづ的になっているという旨のお言葉はいただいたことはあります。このことは支援員が保護者のかわりに見守りをしているという責任から注意したものと保護者の方には御理解いただいておりますけれども、今後においても保護者からの信頼を得るべく、研修や支援員連絡会を通して、運営指針に基づいた育成支援を行うように図ってまいりたいと考えております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

おおむね満足されているということで、学校におきましては不登校とかございますけれども、不登クラブというのですかね、クラブに行きたくないよと言われるようなお子様が今までにいなかったのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

クラブのほうに登録をされている子供さんが、もしクラブのほうに来ていない場合は、御家庭のほうに連絡をとって、きょうは来ていませんけどということで、これは安全の確認という意味でさせてもらっています。子供がきょうはクラブに行きたくないといったことがあるというのは、これは実際あると思います。そこは子供の気持ちの部分とかお友達、それから、支援員さんとかもひよっとしたらあるかもしれませんが、その部分については、こちらに相談とか、支援員さんに相談とかあった場合は、クラブに登録されている子供たちができるだけ来やすいように配慮などを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

わかりました。

それで、鹿島で職員として働いていらっしゃる方が、他自治体の児童クラブのほうに行かれたというようなこともお聞きしたことがございます。実際、経験を多く積まれた方が子供たちにいい職員となっていただけたらと思いますので、現在の児童クラブ職員さんの定着状況、勤続年数等を含めて、どういう状況なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

職員の定着の状況ということですが、これをどう状況を御説明したらいいのかというのは少しあるんですけれども、ちょっとこちらで考えた限りのお答えをしたいと思いますけれども、放課後児童クラブの支援員につきましては、雇用契約の期間が1年以内ということですので、毎年希望をとり、面接により更新の可否を判定しております。

更新の状況ですが、更新の希望については年度で数の増減がございます。そのため、ちょっとここでは、ここ3年を平均した更新希望者の割合について、職員の定着の状況ということで御紹介させていただきます。

ここ3年を平均した更新希望者の割合については、約84%の方が更新をされている状況です。残りの約16%の方が更新をされない方なんですけれども、その理由は、家族の介護とか転勤、それから、出産、高齢のため、他の仕事に転職などさまざまでございます。

他の自治体の放課後児童クラブに行かれたという方がいるということですが、ここ3年ではお一人いらっしゃる聞いたことはございます。

それでは、どうやって定着してもらうように取り組むかというようなこともあると思いますけれども、ここで放課後児童支援員の認定資格というものがありますけれども、その認定資格をお持ちの支援員さんに限って、ここ3年間を平均した更新希望者の割合について申し

上げますと、約97%の方が更新をされている状況です。

放課後児童クラブ支援員の業務は、子供の発達段階に応じた自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立など、子供たちの成長を見届けることができるやりがいのある仕事でもあります。放課後児童クラブが果たすべき役割を理解し、支援員として子供たちの育成支援を図るために必要な知識と技能、経験を積み重ねていくことで、仕事をする上での目標ややりがいが出てくるのではないかと考えております。

今後、放課後児童支援員の認定資格の未取得者に対しては取得を推奨し、有資格者においてもさらに運営指針に基づく役割を果たせるよう、毎月開催される支援員連絡会などを通じて研修していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

認定資格を持っていらっしゃる方は定着率がいいということで一安心というところがございますけれども、先ほどから課長がおっしゃっています運営指針のほうにもこういうことが書いてありました。子供との安定的、継続的なかわりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては長期的に安定した形態とすることが求められておることが書いてあります。

職員の処遇、待遇につきましては、どれぐらいかわからないが、改善する方向で協議するというのをせんだって杉原議員の質問に対してお答えになっておりましたので、ぜひとも他の市町に負けなくらいの対応をお願いしたいと思います。

働き方改革等が言われておりますけれども、どうしたら職員のやる気を引き出して持続し続けられるのかという考えが、子供たちが安心して過ごせる空間につながっていくと思えますけれども、改めてその辺の待遇改善についてお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

勝屋議員おっしゃるように、職員のやる気を引き出し、持続し続けることは、これは支援員の業務に限らず、全ての仕事において必要なことというふうに認識をしております。

支援員は子供たちに負けなくらい元気に活動しなければならない仕事ですので、活力の持続は大変大切な意味合いがあるというふうには考えております。

支援員の処遇、待遇について、他の市町に負けなくらいの対応をということでのお尋ねでございますけれども、支援員の処遇改善につきましては、支援員の確保、さらには、放課

後児童クラブの運営の維持という面からも大変重要な要素と認識をしております。

杉原議員の一般質問の際も申し上げましたが、来年度の賃金面、処遇面の改善については、来年度から新たな会計年度任用職員という制度が始まりますので、新しい制度の中で検討できないかを庁内の関係各課と連携をとりながら進めていく予定でございます。

また、今回は文教厚生産業委員会と支援員との意見交換会を踏まえて御質問を受けておりますけれども、支援員からの要望、意見については、今後も支援員連絡会や主任会議、その他いろいろな機会に承ることはあると思いますので、そういった場合には真摯に向き合って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

私は、子供たちに対する予算は未来の先行投資というふうに思っていますので、ぜひとも充実した対応をお願いしたいと思います。

それでは、大きな2つ目の野良猫の問題につきましてちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどおおむね40匹ほどとおっしゃいましたけれども、そうだろうか、推定40匹とおっしゃいましたけど、それぐらいかなというふうなところもございますけれども、今盛んに各自治体で地域猫というようなことを考えていろいろ活動されておりますけれども、地域猫の定義、地域猫とはどういったものかを改めてお聞きしたいと思います。どうも間違っただけで認識を持っているような方もおられるようでございます。私も最初ははっきり言って間違っただけで認識しておったところでもございましたので、改めてそのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、地域猫につきまして御説明をいたします。

地域猫とは、避妊・去勢手術を施され、地域で管理されている猫たちのことで、もともとは野良猫だったものを、地域のボランティアや住民の方たちの協力で避妊・去勢手術され、毎日の御飯をもらい管理されている猫のことをいいます。避妊・去勢手術をすることにより、猫がこれ以上ふえなくなり、マーキングのにおいが軽減されるほか、けんかや盛りの出産ストレスがなくなり、感染症の蔓延を防ぐことができるということでもあります。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

ありがとうございます。

現在、鹿島市におきましては、蟻尾山地区のほうにおきまして対策をとられておる。捕獲して避妊・去勢をやって、また向こうに戻すということが行われております。地域猫の一手前というところですよ。プチ地域猫みたいな活動なんですけれども、これを取り組むようになった理由、そういったものが住民からの苦情、要望だったのか、野良猫がふえてふん尿が臭いとか、においがするとか、泣き声がうるさい等のそういった声があったの取り組みだったのか、どういう経緯だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

蟻尾山公園での取り組みについて、私のほうからお答えしたいと思います。

野良猫がふえましたのは、はっきりとしたことは言えませんが、平成26年ごろから目立ってまいりました。捨て猫によるものと、そこで繁殖したものと思われま。平成28年ごろには、正確にはわかりませんが、30匹から40匹ぐらいの野良猫がいたと思われま。

苦情としてあっていたのが幾つか上げられますが、大きなものとして、ふん尿や発情期の泣き声、住宅への侵入、あと、ごみあさりなどがあっております。それと、公園での食べ残しの餌の腐敗や容器の散乱などが衛生的な問題ですね。それと、あと捨て猫の連鎖と不要な繁殖での増加というものがございました。

この対策として、蟻尾山公園内に餌やり禁止の看板とか、あと監視カメラを設置してきましたが、その後、地元の方と餌をやる方とのトラブルも出てまいりました。

平成29年3月に佐賀市のボランティア団体の協力により、野良猫の避妊・去勢を16匹ほど行っていただいたことをきっかけとして、保健所、地元の区長さん、役員の方、それと、環境下水道課、生涯学習課、都市建設課で対策を協議してまいりました。また、担当職員による避妊・去勢の活動の視察なども行ってまいりました。

協議の中で、飼い主がない猫に対し、TNR活動といたしまして、Tがトラップ、まず捕獲すること、Nがニューターということで不妊手術を行うこと、それと、Rがリターンということでもとに戻すこと、このTNR活動を実施することで繁殖を防止し、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫の駆除や殺処分の減少につなげる活動を知りまして、平成30年度から都市建設課で避妊・去勢の予算化をして対策に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

私が聞いたところによりますと、蟻尾山が鹿島市の猫の聖地みたいに言われていて、愛猫家の方というか、猫に対してかわいそうだなと思われているような方が、蟻尾山に連れてい

けばよかよみたいなことをおっしゃっているというふうな話も聞くわけでございます。実際、そういった感じで新たに今も持ち込まれておるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

現在、蟻尾山公園一帯、主に展望所、あと陸上競技場のトイレの付近、あとクロスカントリー一周辺で約20匹の野良猫が生息していると思われまます。

これまでのボランティア団体による活動や市の事業による避妊・去勢手術によって一定の抑制経過はあったものと思われまますが、新たに捨てられるものも後を絶っておりません。7月に捕獲作業に行った際にも、あと数匹避妊・去勢が済んでいない猫が見受けられましたので、新たに持ち込まれたものではないかと思われまます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

蟻尾山地区におきましてはTNR活動をやっているということで、それが地域猫と言われるような体制に変わっていくというようなことは考えられないのか。もちろん、地域の方々の御理解、御協力がベストになると思われますけれども、そういった方向で組織とかなんとかも考えられないのか、あるのかどうか、その辺を含めてお聞きいたしまます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

地域猫は避妊・去勢が施され、地域で管理されている猫たちで、避妊・去勢を終えた印として耳の先のほうをVカットされています。さくらねこというふうには呼ばれている猫たちです。県でも地域猫の取り組みを推奨しておられまますが、地域猫につきましましては、地域に受け入れ世話人となる愛護団体等の協力と活動についての地域住民全員の理解と行政の協力として共同して行うことが重要とされておられます。

鹿島市においては、現在、地域猫の取り組みを運用するだけの主体となつて活動を行う地域での受け入れ態勢、組織ですね——とか、あと地域の理解は整っていないと思われます。いまだ厳しい状況であると認識しているところでございまます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

理解をしていただきがたいというところなんでしょうね。

総括でも言いましたように、全国的に愛護といった面から、地域の活動や譲り合いの場を設けるとか、そういったところが以前に増して盛んに行われているようになっておるようでございます。

先月、動物愛護週間もございましたけれども、そういったところで啓発をどんどんやっていかんと、課長が幾ら努力されてもなかなか実が実らないようなことになっておるんじゃないかかと思えます。そういったところで、愛護週間でどういったことをされたのかどうか、ちょっとそのあたりを聞きたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

蟻尾山以外の件ということでよろしかったですかね。（「愛護週間の取り組み」と呼ぶ者あり）愛護週間ですね。済みません。

愛護週間につきましては、9月20日から26日までの7日間ということで設定をされておりました。本市の取り組みといたしましては、杵藤保健福祉事務所の方々の協力を得まして、市内の小学生の絵画の展示、それと、動物愛護の啓発冊子の配布につきまして市民課ホールのほうで行っておりました。また、そのほか、ポスター等の掲示で動物愛護の啓発も行っておりました。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

多分私たちが子供のころから余り変わっておらんというふうな感じですよ。最低限のことをやっているというあたりなんでしょうけれども、動物の愛護ということを考えたときに、実際、去勢・避妊をして放つというのも愛護になるのかなとか、もちろん、生まれてくる命を絶たないというのは愛護という意味になるんでしょうけど、去勢して放つというのも、それもちょうどどうかなと思うところもあるし、犬を鎖でつなぐというのは法で決まっていますけれども、それも犬の気持ちになってみるとちょっと大変なのかなというところもあるので難しい問題だと思います。

それで、以前は鹿島市においても猫とかを引き取っていただいておりますけれども、今は愛護の面からというところで、現在やらなくなっておりますよね。せんだって私のほうに、野良猫が敷地の建物に入ってきて勝手に子供を産んどっけん、どがんすつきよかろうかというようなところで御相談がございました。結果的には、明倫小学校の子供さんが1匹持って

帰ったと。1匹は市内の方がもらってくれたと。1匹は親猫がどこかにふくんで持っていったと。1匹は残念ながらそこで死んでいたということでした。結果的には自分はどうもせんでよかったということだったんですが、愛護団体に連絡しても、今いっぱい引取りすることはできないとか、ほかの団体に聞いてみても、引取りしてもらっても引取りの手数料とか餌代の負担とか、そういったものがあつたり、引取り手が見つからなかったら、自分でまた引取り戻すみたいになるようなことでもございました。

実際そういう場合に、市民が困っているのに行政が対応できないとか、しないというふうな状況になっておることに関して、これでよいのかと思うところもあるわけですが、この辺についていかがでしょうか。どう思われますか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

法的な取り扱いといたしましては、平成25年度の動物愛護法の改正、あるいは環境省の告示によりまして、けがをしている猫など、自力では生きていけない、そういうときを除いて、保健所では保護をされなくなりました。したがって、たとえ登録制度となって野良猫かどうかの区分ができるようになりまして捕獲、保護ができないということで、野良猫を減らすことは難しいというふうに考えております。

しかしながら、先ほど御指摘のように、市民の方からの野良猫によるふん害の苦情が寄せられている状況であります。市といたしましては、野良猫をふやさない対策をとっているところであります。野良猫をふやさないため、猫を室内で飼うように努めること、あるいは望まない繁殖を防止するための避妊・去勢手術を行ってもらうこと、終生にわたり飼っていただくことが大切だというふうに考えておるところでございます。

今後も飼い主としての責任を自覚していただいて、よりよい生活環境の保全に努めますよう、市報、あるいはホームページなどへの掲載、あとはさまざまな機会を捉えまして、飼い主の方への意識啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

猫のすみつき、あるいはふん害でお困りの方に対しましては、猫が嫌がる超音波を発して追い払うような猫侵入防止装置の貸し出しも行っております。また、猫の飼い方や猫に餌をやっている人がわかっている場合は、個別に訪問いたしまして、飼い方、あるいは餌のやり方に関する指導、あるいは注意を行うように対応してまいります。

このように野良猫をふやさないための対策や猫のふん害等への対策、これについては引き続き進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかそこら辺御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

根本的に野良猫をなくす対策というのは、犬も一緒ですけども、人間の一番の友達みたいな感じで猫も思っているわけです。猫の場合はネズミを駆除するとか、そういった役目も持っていて、特に放して飼っていたみたいな経緯もございますけれども、今、社会が変わってきてまして、そういった飼い方が問題になっているというところがございます。そういったところで野良猫がふえてくる。飼っていらっしゃる方がしっかりとその辺の対応をしていただかんと、どうしてもイタチごっこみたいな感じで、無駄に命の火を消すようなことにもなりかねないわけがございます。

そういったところで、先ほど愛護週間の話をしましたけど、今まで以上にそういった週間も使われて、いま一度飼い主への啓発等を新たにされる意思はございますか。いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

先ほど伊万里市の啓発活動について御紹介がありましたけれども、今、県内ではこの地域猫制度の取り組みを行ってあるのが2市1町ありまして、佐賀市、武雄市、それと大町町ということになっております。この件、鹿島市につきましては、地域住民の協力だとか同意などが、ちょっとそこら辺の問題がありますことから、今現在は県のほうで地域猫の推進事業というのが行われておりまして、そちらのほうを活用していただければというふうに思っています。

そのようなことで、我々といたしましては、猫への理解を深めることで動物愛護の意識を高めて、動物虐待、あるいは廃棄をなくすための猫を飼うときのマナーだとか避妊・去勢手術だとか、あるいは室内飼いの勧め、こちら辺につきましてホームページ、あるいは市報への掲載、そのほかとしてはチラシの配布ということで周知を行っているというところがございます。

それと、避妊・去勢の手術につきましては助成制度もございますので、ぜひこの制度を活用していただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

鹿島市も手術の一部負担をやっていらっしゃいます。その件数もお聞きしたいところがございますけれども、まずは室内飼いということの啓発ですよね。

それと、自治体によっては条例等を制定されているところもございます。登録制度等も導

入されているところがございます。自分が飼い主だという責任を持って世話するという意識づけにもなるというふうに言われておりますけれども、マイクロチップを埋め込むというか、そういったことをやられているところもあっているようでございます。その辺のあたり鹿島市におきまして考えはないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

登録制度についての御質問ですが、これは犬に対しましては狂犬病の蔓延を防止するという事で、狂犬病予防法によりまして登録が定められておるところでございます。現在、猫につきましては法律の対象とはなっていないということでありますが、今年6月の動物愛護法の改正によりまして、犬、猫の繁殖業者等には来年6月からマイクロチップの装着、それと、登録が義務化されることになりました。それで飼い主が判明するシステムということになります。市といたしましては、野良猫をふやさないという対策の中で、努力義務ではありますが、そこら辺のPRを進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

マイクロチップの登録制度、これを用いた場合には、実際、野良猫なのか飼い猫なのか、首輪をつけておけばわかるんでしょうけど、室外で飼われている場合にはちょっと判断がつきにくい。捕獲しても勝手にちょっとやってやったらいかんよねというところもあるので、そういったところもあって、マイクロチップ等を導入すればどうなのか。個体数の把握にもつながっていく。そういったところで、責任というか、自分の飼い猫だというところで自覚を持っていただいて、きちっと世話をしていただく、そういうところにつながると思うんですけども、改めてその辺の導入に関しては考えはございませんか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

確かに登録制ということになれば、この野良猫の数というのは減少することになるかというふうに思います。マイクロチップは簡単ということですが、注射を用いまして、頸部、首のあたりに埋め込むということでありまして、費用が3千円から10千円程度ということですが、これにつきましては、登録も絡みまして、いろいろシステムのこともあります。それと、鹿島市のみが取り組んでも、近隣との行き交いもありまして、これは全県的というか、全国的な動きを見て、管理体制を他市町とも足並みをそろえて行っていけれ

ばというふうに思っています。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、最後に動物愛護について市長のお考えを聞きたいと思います。

市長は国のお仕事をされているときに、牛の病気の蔓延を防がれたと、そういうお話を以前されておりまして。生きているものはほかの動物の命を絶って食わにゃいかんというのがどうしても避けられない道でございます。日本には「いただきます」というようなすばらしい言葉もありますけれども、そういったところで、市長の動物愛護、我々の今のやりとりを含めまして、猫のことも含めまして、そういったところのお考えを改めて聞きたいと思えます。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えをします。

まず、私は仕事としてやりましたことの 하나가、牛の耳に耳標をつけるということでございまして、これは産業動物ということとうそつき食品をなくすという観点から、世間の安定のためにつけたほうがいいだろうということで、そういう方法を実施したということで、仕事でやったことでございます。

ただ、お話を聞いていますと、ペットの世界ですから、私はキーワードが3つあると思うんですよね。ペットをどう扱うかという話と、世間の安全・安心ということをどうするか、それから、行政がどこまで手を出すか。行政が手を出さないといけないというのは、やっぱり生命、財産に危害を及ぼすということであれば、恐らく国が制度として乗り出すんだらうと。その典型的なのが狂犬病予防法ではないかと思っております。それが一番わかりやすく犬と猫の違いじゃないか。制度ではありませんが、私はいぬ年なので、猫のことは余りようわからんのですけど、正直言いますとですね。

思い入れがあるということはよく理解ができるんですよ。ただ、どこまで行政が踏み込むか。最低限踏み込んだほうがいいだろうと思っていますのは、さっきの答弁を聞いてまして、1つは迷惑をかけないということから言うと、人間のサイドからですよ。迷惑をかけないということであれば不妊治療ということになるかと思えます。それから、地域の安穏といえますかね、静ひつのためにどうするかということになったら、今大きく分けて猫は3種類ぐらいあるんですよ。飼い猫というグループと野良猫というグループと、本来、野良猫だったんだけど、さっきから課長が説明をしておりました。地域住民が一定の約束事のもと

に餌をやったり、管理をしたりということをやっておられると。地域猫ですよ。これが一番推奨できる方法だろうと思いますし、そのことについて、不妊については行政がお手伝いできる分野があるだろうと。

あと、実は地域猫の一番肝心な、地域の皆さんが理解する、納得するということについては、情報、あるいは広報、場合によっては一定の見回り、ふん尿とかごみ、不快感を与えるような公園なんかがあるということであればすぐに見回りをやるとか、そういうことはお手伝いができるんじゃないか、こう思っております。

それ以上にアイデアがあって、こうしたらいいですよというのはなかなか、さっき言いましたように、でも、猫は得意わざじゃありませんので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

以上で9番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時30分から再開します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、10番伊東茂議員。

ここで申し上げます。伊東茂議員の一般質問で、議場モニター映像の使用を許可します。

○10番（伊東 茂君）

皆さんこんにちは。10番議員の伊東茂です。通告に基づき一般質問をいたします。

冒頭に、多くの議員がこの一般質問の初めに述べたように、近年、異常気象が続く中、8月27日、28日に佐賀県内に降り続いた豪雨は甚大な被害をもたらしました。被災された御家族には衷心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

武雄、北方、大町を初め、佐賀市、小城市、多久市など県内を中心に北部九州は至るところに台風の爪跡を残しました。とうとい命を奪い、家屋や店舗は浸水により避難所での生活を余儀なくされ、家屋の復旧作業は体力を奪い、高齢者世帯では重労働となっています。また、実りの秋を目前に控えての農作物の被害など、県内の風景は一夜にして一変しました。本市も昭和37年、いわゆる7・8水害時に1時間雨量が70ミリを超え、被害を受けた経験がよみがえります。さらに9月22日の台風17号による突風により、鹿島市内も被害が発生をしております。

今回の私の一般質問、1項目めは、今後本市において同様の被害を最小限に抑えるためにも、再度治水対策、災害対策の再確認が必要と考え、質問を行います。

松田議員の一般質問と重なるところがあると思いますので、通告の質問項目の順番が入れかわる場合がありますので、御容赦ください。

それではまず初めに、被害に遭われた県内の市町とは現在も鹿島市は友好的交流を行ってきたと感じています。市民の方からもお尋ねがありました。被災地へこの鹿島市から支援は行ったのかという質問がありました。支援内容について簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

次に、鹿島市の1時間雨量が100ミリに達した場合や、1日の総雨量が想定外の500ミリに達した場合、浜川、中川、鹿島川の氾濫の危険性について御答弁ください。

2項目めは、10月に始まりました消費税、標準税率10%の増税についてです。

国内を初め、本市においても景気の動向は下降ぎみの中、この増税は市民生活に今後どのような影響を及ぼすのか心配するところです。

昨年の12月議会、松尾征子議員が増税に関する質問をされ、そのときの市長の答弁を議事録から拾い上げると、「消費税が上がることについて、私は一番心配しましたのは、一体鹿島の景気なり、市中の業者の皆さんはどういう影響をこうむるのかなということで、これは試算ができませんので、8%になったときのことをしっかりと勉強いたしました。そうしますと、消費税だけではないんだろうと思いますけれども、上がる前の5%の時代と8%の時代と実は所得はふえているんですね、市内でも。特に、営業の所得の皆さんがふえている。これはふえたからいいじゃないかということではなくて、恐らくほかのことで努力をされて、頑張っただけで所得を上げられたと思います。そのうち8%がどう響いたか試算はなかなか難しいんですけれども、だからこそ、10%になったらその財源を可能な限りたくさん私たちのまちへいただきたいと。福祉対策に充てるとなっていますので、そこはぜひそういうことをお願いしていかないといけないと思っております。」と答弁をされています。

当然、現時点では増税後の景気の判断は図れません。しかし、駆け込み需要は、2014年の8%の増税より少ないと判断をされています。市内の金融機関の方からも企業の設備投資は思ったより少ないとお聞きをしました。

それでは、市長に質問をします。今回の増税により市民生活への影響をどのように、昨年12月の松尾征子議員への答弁の後、さらに分析をされているのか。そして、景気が悪化した場合、活性化させる本市独自の経済対策についてお聞きをいたします。

3項目めは、市内区長会代表者と議会運営委員会との意見交換会、そして、加えて総務建設環境委員会と鹿島市消防団との意見交換会から意見が出たものについて質問をしたいと思います。

市内6地区、振興会などから毎年要望書が出されていると思いますが、この各課が受け付ける要望書は、年間全て何件ほど受け付けているのか御答弁をください。加えて、処理済みの件数と未処理の要望書の取り扱いについても御答弁ください。

最後に、消防団との意見交換会の中では、団員の確保策や団員定数についても意見交換を行いました。市民の安全と市域を守る活動の重要性を考えると簡単に結論は出せないと感じ

じています。ただ、消防団員の年間報酬が県内でも低い水準であり、検討してほしいとの意見が出されました。非常勤公務員としての団員の報酬について担当課の見解をお示してください。

以上が1回目の総括質問とし、御答弁をいただいた後に、さらに一問一答で質問を続けてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

質問では最初じゃなかったんですが、御指名の部分があったので、その分お答えしたいと思います。

消費税についてですね。今回の特徴はいろいろあります。一番みんなが感じておられるのは、はっきり言ってわかりにくいということです。わかりにくいというのはいろいろありますが、1つは、仕組みがまずそう単純じゃないと、おっしゃっている軽減税率ですね。それからもう一つは、恐らく前回のときの、5年半前ですね、その後、消費低迷が長引きました。いろんな学習効果があって、その二の舞を避けようという意図からだと思いますけれども、多くの対策が講じられております。つまり、増税分をどうするかということと、それとは別に、一種の経済対策と言えるんですけども、そういうものを盛り込んでございます。これは内容は御承知だと思いますけれども、それがかえって現場とか消費者を惑わせているんじゃないか、そういうふうに思うんですよね。

御質問がございました、前回のときに勉強せんばいかんという話になったわけですけども、そのときにどういう感じを持ったかということ、全国よりも鹿島の皆さんは、実は消費税だけじゃなくて、いろんな経済行動で頑張っていたいて、実施前と実施後で比べたら、市民の総生産とか所得とか、雇用情勢は改善しているか、あるいは横ばいだったんですよ。これは恐らく、消費税よりもほかの要素があったんだと思います。それはお話を申し上げたとおりです。個々それぞれのいろんな事象、出来事に明確な影響があったとはなかなか予測しにくいんですが、少なくとも国とは少し動きが違っていたなと思っております。

翻って今回のことなんですが、さっきお話をしましたように、大変多くの対策が盛り込まれていまして、これは計数的に推計するというのは困難なんですね。それぞれが軽減税率があり、それから保育料の無償化があり、介護職の処遇も改善する、保険料も下がると。かてて加えて、ポイント還元だ、プレミアム付商品券だと、これは全体の結果が出るのはかなり後になるかもしれませんし、分析するのは極めて困難だと思います。ただ、総体で、マクロで、ほっとくわけにはいきませんので、私どもなりにいろんな情報を整理して見てみたら、鹿島市が恐らくこの市の中の全体、市民と言ってもいいんですけども、負担をするであろう、あるいはふえるであろう増税分よりも、いただくものといえますか、そのほうが

ちょっとだけ上回るんじゃないかという試算を今いたしております。

内容は、見方によっていろいろ違いますけれども、消費税で何かやたらと取られてしまうということはないだろうというふうに考えておるところでございます。これはちょっと時間と色々な情報の整理をしないといけないということなので、その折々にお話をできればと思っております。

あと、それから経済対策の話がございました。さっき言いましたように、消費税で何か例えばこ入れをしないといけないということになるのは、ちょっと分野が違うんじゃないかと思っておりますが、ただ、経済的に何がしかの対策を講じないといけないと私はそもそも思っております、議員御承知の、もう10年近くなりますけど、ニューディール構想、それを提案したことがございました。もともと、もう10年以上鹿島市は緊縮財政、財政基盤強化という対策をとってきておりました、その成果なりはそれなりに出ているんですけども、そのころ言われておりましたコンクリートから人へということよりも、そんなことばかりやっているとずっと落ち込んでいくと。成長していくためには必ず投資が要るんだという考え方に私は立っていますから、当時、一言で、コンクリートも人もという話をしたことがあったと思います。

したがって、就任以来、最も気を使って丁寧に対応していますが、そこのおっしゃっている公共工事なり投資について積極的に対応するというので、そのためには、何度かお話をしたと思っておりますが、縦の連携といいますかね、そういうものを強化して行って対応していくと。これは、例えばさっきお話をしましたニューディール構想の、もういよいよ最後のほうに近づいてきていますから、その仕上げなり見直しなり、あるいは第六次総合計画の見直しという時期もありますから、そういう中で実現をしていかないといけないんじゃないかと思っております。

ただ、最後に、トータルでずっと言ってきておりましたコンクリートも人もという政策は、人事、あるいは施策の立案等々で、少なくとも最低限の目標にしておりました。普通の自治体にはなりましょうよ、そこから自治体間の競争に勝ち抜くようにしましょうというレベルには近づいてきているかなと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

総務課のほうからは、まず1項目めの御質問で、8月の豪雨で被災された武雄市、大町町などへの支援の内容についてお答えしたいと思います。

まず、支援物資につきましては、武雄市へアルファ米2,650食、飲料水1,008本、資機材6種類として、土のう袋3,700枚や、くい170本などを被災直後にお届けしております。

そして、人的支援につきましては、武雄市、大町町、小城市、多久市へ9月1日から現在まで、鹿島市職員や鹿島市消防団、鹿島市社会福祉協議会ボランティアセンターから延べ200人以上を派遣し、災害ごみ搬入作業や家屋調査、保健師健康相談、事務運営補助等に当たってもらっており、継続して11月に入ってから支援に行く予定でございます。

加えて、鹿島市社会福祉協議会では、9月2日から現在まで協議会事務所や鹿島市役所、市内6地区公民館で義援金の受け付けも行っております。

次に、3項目めになりますけれども、区長代表者会と鹿島市消防団との意見交換会に関してお答えしたいと思います。

まず、区長代表者会から出た要望書の御質問につきましては、現状において、市内6地区の区長会や振興会等の団体からの要望は、実施の可能な内容につきましては担当部署で優先順位をつけ、要望団体との協議やスケジュール調整を行って、市としてもなるべく早期に解決できるように取り組んでおります。

御質問の要望の件数につきましては、多い部署では、大小合わせて年間で約100件から150件を受け付けて処理に当たっております。ただし、課題といたしましては、市内全域から膨大な要望がある中で、限られた予算での各地区のバランスをとりながら事業化するため、どうしても優先順位が低いと判断される内容や、事業費が大きく市の財政計画に取り込むことに時間を要する内容につきましては、即座に要望に沿えないケースもございます。

今後につきましては、御質問にある要望書の未処理分も担当部署で早期解決に努めておりますが、まだ担当部署から連絡が入っていない場合は、大変御面倒をおかけしますが、要望先の担当部署へ御一報いただければ、未決となっている理由等の説明に担当の者が直接に向いて対応に当たらせてもらうことで御了承いただきたいと思っております。

次に、消防団に関する報酬の御質問については、現状では各自治体により報酬や各種の手当てや交付金などの予算はさまざまでございます。ただし、今後は定数の見直し等に合わせまして、消防団員の報酬などについても検討の必要性はあると判断いたしております。

なお、報酬や定数の件を含めた消防団の案件につきましては、現時点においても消防団の本部役員会や市役所で調整、検討を行っておりますので、今回の御質問の件につきましても引き続き改善の必要性等について精査、検討を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私のほうからは、河川の氾濫の危険性についてお答えしたいと思います。

河川からの災害発生の防止、または軽減に関しましては、市内各河川において、河川整備方針、河川整備計画を策定して、想定氾濫区域内の試算の規模や過去の災害実績等を考慮し

まして、50年に1回程度の大雨で発生する洪水を想定して、家屋等の浸水被害を軽減することを目標として整備されています。

また、浜川の高潮対策としましては、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風が通過することを想定して、堤防高、標高の5.5メートルを確保し対処することになっています。

議員が申されたような、大雨で市内の河川で計画日雨量、1日24時間当たりの雨量が351ミリを超えて想定外の雨が降りますと、河川の排水能力を上回り、河川堤防を溢水する外水氾濫のおそれが出てきます。また、有明海の満潮と重なった場合は内水面の排水が樋門よりできなくなり家屋の浸水につながります。このため、鹿島川流域では、雨水排水ポンプを稼働させまして強制的に排水することになります。ただし、河川が氾濫する水位、氾濫危険水位に達しますと堤防決壊や河川があふれることを防ぐため排水ポンプは停止する運転調整が行われることで取り決めをされています。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

御答弁ありがとうございました。それでは、1回目の御答弁をいただいた後にまた一問一答を続けるわけですけど、まず、映像をごらんいただきたいと思います。

〔映像モニターにより質問〕

これは台風の被害、武雄です。これは業者の方、私の知り合いの業者だったので、撮影の許可をいただいて撮影をいたしました。衣料品店です。その次が、これがすぐ近くの住宅、これも少し中でお店をされているところでしたが、こういうふうにソファ、机等をもう本当に家族全員で、従業員まで含めてこういうふうな搬出をされていました。

さらにもう一つ、今度は一応この前の8月の台風でこれだけひどかったということを見てください、そして、次がこちらの映像です。これは市内のポンプ場です。こういうふうに今レーザーポインターでしていきますが、中村ポンプ場であったり、乙丸ポンプ場、それから西牟田ポンプ場、南舟津のポンプ場とか、さまざまあります。

それと、農水のほうの排水施設がこの赤いほうですね。こういうふうになっております。

それでは、この資料は農林水産課のほうから、それから環境下水道課からいただいた資料を映像モニターでごらんいただいておりますが、市内には、鹿島川周辺、横田、南舟津に雨水ポンプ場が計6カ所設置されていますが、雨量によってはポンプ場の稼働にも限界があると思います。

中心市街地の横を流れる鹿島川については、先日の松田議員の質問に、雨水ポンプ場は1時間雨量71.8ミリまで対応できるが、組知橋の堤防の高さは5.7メートルで、4.8メートル氾濫危険水位になれば運転を停止しなければならないと。それでは、運転が停止となり、最悪

の場合、さらに満潮時と重なり氾濫し、町なかに浸水してきた場合、こういう最悪の状態を執行部は考えていらっしゃるのか。考えていただいたらどういうふうな対策をとろうと考えているのか、これについてお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

議員の御指摘のように、排水ポンプは時間雨量71.8ミリに対応できるよう設計されていて、この考えは過去の降雨実態、これに基づいた解析ということになっております。つまり、徐々に降り始めてピークを迎え、そして、徐々に降りやんでいくという確率論的な考えに基づいておるところであります。

したがって、71.8ミリの降雨が1時間以上継続する場合は、当然排水能力を超えるという結果になります。それと、先ほど都市建設課長からもありましたけれども、鹿島地域以外、つまり、上流部での降雨によりまして増水するケースがあります。この場合、氾濫危険水位ということになりますと、この排水ポンプにつきましては運転調整をしなければいけません。その場合、議員御指摘のように、住宅地が浸水することになる可能性というのは当然考えられます。この対応策といたしましては、もう避難するしかないということでもあります。このような事態に備えまして、私どもでは早目早目の情報の発信に努めたいということでございます。

なお、避難勧告、あるいは避難指示の発令のタイミング、これにつきましては、深夜を避けた時間帯、あるいは天候などの諸条件を勘案いたしまして、しかるべき時間帯にしかるべき避難所への避難ということで、総務課、あるいは都市建設課など関係諸課での情報交換並びに連携によりまして、適切な避難情報の発信、あるいは誘導に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。やはりそこまで危険な状態になれば避難というふうになると思うんですね。消防団の方とも私はお話をしたりするんですけど、土のうとかありますよね。それこそポンプ場ができ上がる前は中心商店街、私の店の近く、あの交差点は全てつかりました。うちも隣の本屋さんも全て。それに矢野酒造さんのあたり、あそこのあたりも、兼茂さんにかけて一帯が全てつかります、床下。それが1年間に1回じゃなくて、台風が来るたんびです。そういうふうな苦い思い出があるんですね。できるだけ、新しくお店をされたところは、少し高くされて、そういうふうなつくりはされていると思います。私のところもそ

ういうふうには少しはしたんですけど、消防団の方とも連携をしながらですけど、できるだけ店の中に雨水が入らないように、シャッターはありますので、土のう等、そういうふうなどちらかの場所にありますから、必要な方は土のう、台風が近づいていますからというふうな御案内とかができればなと思うんですけど、これについてはどうでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

先ほど議員から御指摘をいただきましたが、過去には結構浸水回数が多くございました。その後、我々のほうでも排水ポンプの進捗を進めていきまして、排水能力の向上に努めてまいったところではあります。それと、排水経路の変更もいたしまして、極力ある地域に集中しないような排水整備を行ってきたところでございます。といいましても、これだけでは対応できないということで、提案がありましたような土のう対策、これにつきましては、市のほうでも袋、それと中に入れる土関係ですね、これは常時整備というか、準備をしておりますので、そこら辺の活用についてはまた追って御案内をいたしたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

午前中、総括の後に災害時における治水対策というものを質問してまいりました。午前中最後の御答弁でいただいた土のうに関してですけど、町部はどこに土のうを置いたらいいかというところがやっぱりあると思うんですね。私が住んでいる浜の場合は、公民館のところに消防団の方たちが砂を山積みされているんですね。台風接近とかなんとかとなったら、土のうにそういうふうな砂を入れてある程度確保されているんです。町部においては、そのあたりがどうかなという気がするので、これは答弁しなくてもいいですから、今後考えていただいて、どこか、中心商店街だったら空の広場であったり、その一角であったり、そういうふうなところにそれが接近した際にはある程度の準備をしていただければどうかなと思っておりますので、これは一応検討してください。よろしく願いをいたします。

それでは、引き続き災害時における対策と申しますか、それについて質問をしますが、よくテレビでこういうふうな台風とか浸水とかあったときに、都会の場合がそうなのかもわかりません。マンホールが吹き上がるという現象が起こりますね。鹿島市も汚水のマンホール等があるわけですが、どういふような場合にこのマンホールが吹き上がってくるのか、鹿島市はそういうふうな危険性というものはないのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

下水道の役割というのは、家庭などから出ます汚水の処理、それと雨水の排除ということになっております。処理場まで送る方式といたしまして、この汚水と雨水を同じ管渠で送る、これが合流式。それと、別々の管渠で送る分流式の2つの方法がございます。合流式の特徴といたしましては、一つの管渠で汚水対策、それと浸水対策を同時に解決できまして、分流式に比べて施工が容易であります。ところが、集中豪雨など一定の降水量を超えた場合、空気圧縮が生じまして、マンホールから吹き出る現象が見受けられるところです。合流式は古くから下水道整備を始めています大都市部で多く見られますけれども、本市の下水道は分流式を採用しております。したがって、多量の雨が流入することはありませんで、マンホールが吹き上がる現象はないというふうに考えております。

しかしながら、大雨時によりまして地表面が冠水したとき、あるいは地下水などからの水が進入したりすることがあります。通常よりも多量の汚水が流入することでトイレの水が流れにくくなったり逆流を起こす場合があるかなというふうに思っております。

このような事態に対応するため、我々のほうでは汚水中継ポンプ場、これは通常インバーター制御と申しまして自動運転をしておりますけれども、これを固定速運転に切りかえまして、ポンプの性能をマックスまで持っていくということで送水体制をとってこの吹き上がり、逆流防止等々に対応しておるといふ状況であります。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。そういうふうな最悪の場合を仮定しながら、今後も進めていただければと思います。

それでは次に、送水や配水管の破損によって断水というのは起こるのかなと思います。鹿島市の上水道は地下水をくみ上げて、そして、配水池へ送っているわけですね。それこそ、以前は何か水道管の工事とかで1時間断水しますよなんて市の車が回ってきたりしていました。今はほとんどないですね、そういうふうなことは。そして、大きな災害にも鹿島は見舞

われたことがないですから、断水があったのは、本当に寒い日、ちょっと管が凍結したというときにあったかなというぐらいです。

ただ、災害時に断水になった場合は、やはり飲み水であったり入浴、そして洗濯など生活に本当に支障が出てくると思うんですね。今画像をしておりますが、これがちょっと見にくくとは思いますが、まず水源地が、今パワーポイントで表示してはいますが、ちょっと赤で書いてある、こういうふうな水源地があります。その近くに配水池、それを今度は送っていくというところがあるわけですが、さっきもお話をしたように、断水になった場合、そういうふうにくみ上げる、水源地になった場合は、やはり配水池まで送ることができない。そういうふうになったときに、さまざまな支援は周りの市町からも来るのかもわかりませんが、水道課としてどのような対策を、もしそういうふうになった場合考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

私のほうからは、災害時の断水対策についてということでお答えいたします。

まず、市内全域が停電した場合ですが、水源地等のポンプの稼働に影響がございます。自家発電機は設置しておりませんので、取水・送水ポンプの運転が停止することになります。ここで重要になるのが、配水池の残貯水量となります。災害時にはこの残貯水量をストックし応急給水する計画でございます。災害時の拠点配水池と位置づける現在築造中の新久保山配水池及び蟻尾山配水池の貯水量と供給可能時間でございますが、蟻尾山配水池と新久保山配水池の満水時の貯水量の合計は5,200立方メートルであり、通常の供給を行った場合、半日程度の供給が可能でございます。蟻尾山配水池及び新久保山配水池の満水時の貯水量をストックし、個別給水として市民の皆様へ1人1日10リットルの給水を行った場合、2週間程度の応急水は可能であると想定しております。

また、新久保山配水池、蟻尾山配水池のどちらかの片方が停電の影響を受けない場合には、片方の配水池を運転することで、市内給水エリアへの水道供給は可能になりますが、水圧の問題から、標高の高い地域への給水は困難になることも想定されます。

なお、片方の配水池での水道供給となることから、十分な供給量を確保できる状況ではないため、節水要請や給水制限は必要となります。

いずれにいたしましても、市内全域を対象とする停電が長引く場合は、災害支援の要請が必要であると考えております。

これまでの災害時における断水の傾向といたしましては、断水戸数が少ない場合は水道管の破損を要因とした場合が多く、断水戸数が多い場合は水道施設、上水施設及び送水施設の機能停止が主な要因となっており、水道施設の根幹をなす部分の被災は断水件数の増加と復

旧期間を長期化させることとなります。このことから、災害時の給水及び水質を確保するためには、根幹施設となる水源地、配水池、上水施設の機能が正常に作動するかということが重要になりますので、災害発生時にはこれらの施設の調査、復旧を優先して応急給水につなげることを考えております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。やっぱり断水となったら本当に困りますので、そういうふうな最悪の場合、残貯水量、ここのあたりで使っていただいて不安を解消していただければなと思っております。

それでは、次の質問をします。これもちょっと画像を見てもらいますけど、これが鹿島小学校に設置をされていますマンホールトイレですね。この前、鹿島小学校の運動会の際に観客の方というか、親御さんたちに一度使ってみてくださいということでされていました。

私もこれを見ました。これが外側から見た場合ですね、そして、中に入ったらこういうふうな形になっているわけです。担当課のほうからこのマンホールトイレについては説明を受けているわけですが、今、鹿島小学校だけなんですね。これは下水道が整備されている地域じゃないと今のところは取り付けられないということでしたけど、ほかにも明倫小学校とか下水道のほうは通っていると思うんですけど、今後、これを何カ所か配置しようかなという計画があるのか、それをお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

マンホールトイレの今後の整備状況でございますけれども、当然下水道区域の中ということ限定されるわけですが、下水道区域の中の避難所、これにおいて、例えば学校だとか公民館、しかも地域住民が集まるようなイベントが開催されるような重心的な場所、こら辺を今後我々のほうとしては増築というか、整備をしていきたいというふうに思っております。

鹿島小学校につきましては、運動会の折に設置をいたしまして利用していただいておりますけれども、そういう周知のほうも今後広めて、緊急時に抵抗なく使っていただくような、そういう周知を図って、今後、防犯の啓発活動につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。それでは、次の質問に参ります。

災害時に避難をされて、避難場所に行ったときに停電になってしまったと。そうなってきたときには、やはりライフラインの確保といたしますか、照明であったり、それから、よくテレビで報道されているのは携帯電話の充電、それから水洗トイレが使えなくなるとかということがよく報道をされています。

本市の公共施設で自家発電装置が設置されているのは、この市役所、そして新世紀センター、東部中、生涯学習センター、のごみふれあい楽習館の5カ所だと思っております。

地区の区長会長さんからよく言われるのが、ピオの「かたらい」、ここが一番避難して行く人が多いんじゃないかと。じゃ、停電になったときにどういうふうにするのだということ聞かれます。自家発電をつくるのは非常に高額な金額になると思います。それで、発電機というものがあると思いますので、そのあたりの調達などは行政として可能なのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。ここで、現物を使った答弁を許可します。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

現状、近年の災害状況をテレビ等でごらんになれば、全国的に周知されておりますが、風水害による停電時は全国ほぼ一緒に、基本的に避難所等のライフラインとしては上下水道や電気は残念ながらほとんどが使えなくなるケースが多いと思われまます。

御質問について、ピオの市民交流プラザ「かたらい」のケースですと、ピオの建設当時から非常用自家発電機を設置されてはおりますが、これは上下水道や空調などを運転させる出力の高い電力を供給できるものではございませんで、あくまでも利用される方の命、身の安全を守る緊急時の非常用照明、避難誘導灯やスプリンクラーなどの消防設備など小規模の電力分を供給するものとなっております。

また、例えば、全国の事例にあるように、トイレにつきましては、水タンクに人力、あるいは外部から搬入の発電機で給水できる場合や、調理関係については、調理器具はIHではなくプロパンガスなどの場合は使用が可能です。ただし、課題といたしましては、市民の皆さんから避難所に非常用発電機を設置する声もございますが、上下水道用ポンプや空調等の大型機器を稼働させるための電力をまず供給するには、ちょっと調査を行いましたところ、1台当たり数千万円の非常用発電機を市の単独費で設置する方向になると想定されます。これが本当に設置費とか、あるいは維持管理費を含めて最善な対策なのかどうか、これは他の避難所もあわせて市民の皆さんの御意見とか、あるいは議会、そして、鹿島市の財政計画等とも照らし合わせて慎重に精査をする必要があると思います。

しかしながら、避難が長期化する場合は、災害のケースによって対応は異なりますが、先月22日から23日の台風17号の影響による県内全域にわたる大規模停電時の対応で、翌日には完全復旧したように、やはり電力会社の総力による早期の電力復旧が現時点においては最善の対策と判断しているところでございます。

なお、九州電力に問い合わせましたところ、停電時対応の高圧発電機自動車、これを九州全体で約60台近く所有されておりまして、災害時、緊急時は九州以外の電力会社とも災害時の応援協定を結ばれているということです。

また、佐賀県庁においても非常用発電機の備蓄があるということなので、非常時には臨機応変に電力の供給をしてもらうことの協力体制は可能となっております。

ここで、全国的に急激に普及しております災害時における緊急的な備蓄品の例として、鹿島市で所有する2つの実物を御紹介したいと思います。

1つ目は、浸水、停電、地震などで水を使えないときの組立式の携帯型トイレです。これは5千円前後で販売されておりまして、見た目によらず、大変衛生的な災害用備蓄品として、近年は避難所や各家庭での需要が伸びております。

そして2つ目は、コンパクトな携帯型発電機で、ガソリンタイプとカセットコンロ用のガスボンベタイプがございます。これは100千円ぐらいかかりますが、このトイレと同じく小規模電力ではございますが、災害用備蓄品として避難所や各家庭での需要が伸びており、燃料の補充で何時間でも使えますことから、災害以外の屋外の作業やイベント等にも多用途の利用が可能となっております。ここで御紹介をしたいと思います。

〔現物を示す〕

これが非常時の、災害時のトイレのセットです。こういう椅子のような形で簡単に広げることができまして、これはネットで、実際トイレの中のためる袋を受けるものです。これに簡単に便座をセットできます。実際のときはこういう黒い袋を入れますが、きょうはあえて透明な袋でお見せしたいと思います。

こういうふうに簡単にセットができて、実際囲いがあるトイレの中とか部屋とか、特定の部屋で御利用いただけます。きょうは液体をしますけれども、実際は大小の汚物等を入れたと想定します。これは青色の絵の具を使わせていただきます。そして、ここからがトイレ以外でも通常の洋式、あるいは便座があるところだったらどこでもいいと思いますけれども、こういう凝固剤の箱の中に、これは100個入りです。こういうふうにつながっていますので、粉です。量にもよりますが、ちょっときょうは1袋、使った後に粉をばっと入れて、しばらく時間がかかりますけれども、大体1分以内には固まってくると思いますので、その間に非常用電源をお見せしたいと思います。

これは片手でも持てるような内容の非常用電源ですが、これはガソリンタイプです。ガソリンタイプで、ガソリンを注入して、あとは、例えば草刈り機とか管理機とかの感じで、ス

イチを入れてひもを引っ張れば、もう低温で回って、あとは100ボルトのコンセント、そして、200ボルトの、例えば発電機とか、バッテリーとかの充電するコンセントとかありますので、これはいろいろ種類がございます。大体これが100千円前後であります。これはガソリンとガスボンベタイプがありますので、ちょっと紹介です。

先ほどの、こういうぱらぱらの液体がもう大体1袋でこれだけ固まりますので、ぱらぱらになりますので、これを使用後は自分がそれぞれとっていただいて、空気を抜いて絞ってくるので、そこに置いておくんじゃなくて、後は袋に、大体これが1袋で10個ぐらい入りますので、これをまとめて燃えるごみとして処分をできるようになります。

これが実物でしたけれども、これは市内の6地区の公民館に年次計画で備蓄して、災害時の一時避難所機能を維持する、本格復旧までのつなぎの一つの方法として活用していきたいというふうに判断しております。

そして、これらは市内各地区の自主防災組織が購入する場合は補助金も市のほうで準備しておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以上、言葉や写真ではなかなか理解がしにくいために、御家庭でも家族単位に必要な飲食物、ラジオ、懐中電灯、土のう、ビニールシート等の資機材とあわせて、これらの備蓄品も計画的に御検討をお願いしたく、お時間はいただきましたが、今回の御質問の機会に御紹介させていただきました。

なお、各種の備蓄品の内容につきましては、インターネット検索とか、あるいは近年は専門店、通常の店舗でも調べられますので、ぜひ御確認をいただければと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

実演までしていただきまして、ありがとうございます。ちょっと時間が足りなくなったので、あとは幾つかはもうカットします。そうしないとこれは終わりそうにありません。

次に、消費税について行きます。

市長がおっしゃったように、今回は仕組みがわかりづらいんですよ。国民の生活とか高齢者に配慮が足りない政策だと私は思っています。軽減税率対応のためにレジの買い換え、ポイント還元、キャッシュレス対応に小売店や飲食店はきっと、いわゆる……

○議長（角田一美君）

ここで申し上げます。伊東議員の現物を使った質問を許可します。

○10番（伊東 茂君）続

〔現物を示す〕

こういうふうなキット、カードを入れるものとか、タブレットであったりとか、こういう

ふうなのを用意しなければならない。そして、高齢者の何割の方がスマホからキャッシュレスの買い物をして2%の還元を受けるのか、もうこれなんかは疑問です。

ただ、これがもう10月1日から始まっているわけです。ですから、できるだけ市民の方が不利益を少なくするためとか、そのためにちょっと質問をしたいんですけど、商店街であつたり、それとか門前商店街、中心商店街ですね、そういうふうなところ、どのくらいの事業所がこの還元ができる、そういうふうな加盟店になっているのか。どうも準備が9月いっぱいではなかなか終わっていないというふうに聞いておりますが、そのところ、どれだけ加盟をされているのか、お答えください。

○議長（角田一美君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

ポイント還元対象のお店ということですが、小売店舗が5%、大手傘下チェーン店のお店が2%の消費者還元制度についての質問だと思いますけれども、鹿島市における10月1日での登録店は54店舗となっております。また、現在国に登録を申請中のお店が80店舗となっておりますので、合計で134店舗ということになります。

なお、新聞報道等によりますと、消費者還元制度の対象となる店舗のうち、登録済みのお店は全体の25%ということですので、伊東議員が御指摘のように、全国的に見ても準備のほうに滞っているのが現状ではないかと考えます。

以上です。

○議長（角田一と美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、担当課の課長がおっしゃったように、やっぱり準備ができたところが54店舗しかないんですよ、鹿島市の中で。申請はずっと今出しているでしょうけど、申請をしてもすぐ簡単にはこれは通らないんですね。先ほど見せたこういうふうなタブレットもさまざまな資料を提出しなければならないということになっています。

市民の方が市内で買い物をされる場合、この店は本当にキャッシュレスの還元があっているのかというのがわからないと思うんです、今の状態では。そういうときに、これもわかりづらい、何で大きい、何かのぼりみたいなのがないのか。こういうふうな、ここにある（現物を示す）このマークがついているところが還元をするお店なんですね。だから、このあたりをやはり商工観光課、それから、商工会議所等が率先してのぼり等をつくっていただいて、来年の6月ぐらいまでこれは続きますから、そのあたりを考えてください。

それと次に、それこそ来年の6月まではこういうふうな還元があります。その後、どうい

うふうに鹿島市の経済がなるのか、ちょっとわかりません。先ほど市長もおっしゃったように、国と鹿島は実際は若干違うと。そういうふうなところもあるでしょう。しかし、私は早目早目に何かを打っていったほうがいいと思います。

間もなく令和2年度の新年度予算に着手されると思います。そういう中で、投資的経費の工事の請負額、これを大幅に上げていただきたい。平成29年度が1,120,000千円、平成30年度が1,250,000千円となっています。私がお願いをしたいのは、市が単独で行う市道、この整備にぜひ盛り込んでほしいと思っています。

そして、幅広く工事の受注ができるように、小さい金額でもいいんですけど、そういうふうな形でしていただけないかなと思います。これについて御答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

消費税引き上げに伴う景気の下支えとの観点から、公共工事の活発化及び当初予算に市道整備の拡大等をとという御質問でございます。

主に2点申し上げます。

まず予算編成の考え方、そして、国制度等の動向について申し上げたいと思います。

まず、公共施設や市道等インフラ整備におきましては、市民の皆様の安全・安心の確保、利便性の向上等の観点から、必要に応じ順次進めているところでございます。これらを進めるに当たりまして、もちろん財源が伴います。行財政運営の安定性及び計画性が求められております。また、社会経済情勢や制度の変化等もでございます。毎年見直しを行っております実施計画等で事業間、または年度間のバランスを図りながら、予算編成におきましてさらに精査、収支のバランスを図り、全体的な予算の中で、議員おっしゃいます市道整備なども含めまして、必要な事業に、必要なときに、必要な額について予算化をいたしているところでございます。もちろん、緊急性を伴います事案等につきましては、適宜補正予算をお願いし、随時対応をいたしているところであります。

また、国の動向等、情報収集を重ねまして、補助金等特定財源の活用にも努めていきたいというふうに考えておりますし、現に行っているところでございます。

2点目の国制度でございますが、インフラ整備等の例といたしまして、国が緊急的かつ集中的に打ち出しております防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が制定をされております。これにつきましては、防災のための重要インフラ等の機能の維持、そして、国民経済、生活を支える重要インフラ等の機能、維持、これらを総合的かつ計画的に図っていくというふうにされております。

本対策の目的として2つでございます。もちろん、近年多発する自然災害等の備え、そし

て、消費税率引き上げに伴います景気下振れ等が懸念をされる中、臨時特別の措置として公共投資を追加することで経済への影響を軽減するものという大きな2つの目的がございます。この整備につきましては、地方負担分につきまして地方財政措置が講じられているところでございます。

本制度など、今後引き続きこれら情報収集に努めていくとともに、事業執行に当たっては、財源確保、そして、後年度負担等にも十分留意をしながら、市民の皆様の御要望、または状況の改善等、緊急度、優先度を踏まえ、適時適切、計画的に取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。やはり市内の全体を考えると、公共事業というのは本当に大切なものなんですね。だから、今までよりも減額をするということはまずないでしょうけど、しっかりとそのあたりを考えながら、緊急のときには補正予算というものをしますが、まずは当初予算の中に盛り込んでいただくようお願いをしたいと思います。

それでは、大きな3項目めの区長の代表者の方、それから消防団との意見交換会の中から。

一番最初、質問をしたように、要望書というのが今答弁を午前中していただいたとおりに、一つの部署で多いところで100件から150件、本当に多いと思いますよ。都市建設課であったり農林水産課、さまざまなところ、やはりそのくらい来るんでしょう。それこそ厳しいお声をかけられるときもあるでしょう。しかし、これはしっかりと対処していただき、処理ができるようお願いをしたいと思います。

説明があったように、未処理の場合はまだなのかという御連絡をいただいたら出向いてから御説明をさせていただきたいということですので、ケーブルテレビをごらんの区長さん方もしいらっしゃったら、そういうふうな御答弁をいただいておりますので、どうぞお願いをしたいと思います。

そして、消防団員への報酬について。

これは、私のほうにも資料が来ておりますが、全て団員から始まって、班長、部長、副分団長、分団長、副団長、団長、全てが10市の中で最低です、この報酬金額は。多分これは、私の想像ですけど、厳しい財政があったとき、財政基盤計画の中でこういうふうなのがやはり盛り込まれたのかなど。議員の報酬等についても、その当時減額をされております。そういう中でなったんだろうと思いますが、もうあれから大分たつたんですね。ですから、これはやっぱり団員の人数の確保であったり、さまざまな問題がある中、もう少しこれは検討をしてほしいと思っております。

それでは、そのほかにも、区長さん方からちょっと御要望というか、御意見をいただいている部分があるんですね。それは、私が昨年9月議会に一般質問をした国道207号バイパスの4車線化に伴う事故防止についてです。これもちょっと映像を見ていただきますが、これは、給食センターの前、手前のほうが福祉事務所であったり共生保育園さんであったり、それから東部中の裏門に当たるところですね。これが今この方向から、ここから右折をしようと思った場合、本当に今ですら大変なんです。何とかここに信号機を設置してほしいということで、私は昨年9月の一般質問で発言をいたしました。その後、ことしに入って1月と3月に、浜であり古枝の住民の方、区長さん、それから福祉作業所、それから共生保育園、東部中のPTAの方々と都市建設課、それから鹿島警察署との話し合いを2回行いました。そのときに出たのは、本当にもう危険だということです。部活の送迎のときや朝夕の園児の送迎、もうこのときに事故が起こりそうだと、もう怖いと。それと高齢者のドライバーの方、今ですら勇気を持って右折をしなければならないと、思い切り。これが4車線化になったらどうやって行くんだと、それと最後に、誰か事故に遭ってけがをしなければ信号機は設置しないのかという切実な要望が出されました。

そういう中、ことしに入り地元の県会議員さんにも動いていただき県警に行っていました。そういうふうな中、もし信号機をつける場合も、給食センター側のこの細いこのところが幅員が狭過ぎると、もう少しこれは給食センターの駐車場を削らないと、つけるにしてもつけられないよということでした。そこのあたり都市建設課は把握をされていたのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

先月、9月末に県の交通規制課のほうからの要望の回答を鹿島警察署へ再度確認をしたところ、口頭ではございますが、道路構造上の課題として3点ほど問題が挙げられますということ聞いております。

まず1点目が、先ほどあったような207号バイパスに取りついている2つの道路のうち、給食センター側の進入路が狭いため、まずは道路幅員を反対側の市道と合わせる必要があるとの指摘を受けております。また2点目が、市道古場切～浜漁港線にとりついている国道207号バイパスの側道、これは鮎越方面から下ってくる市道になりますけれども、これについても、交通安全上課題があると指摘を受けております。3点目は、信号機設置の条件として、大村方交差点との交差点間隔が近いことも指摘を受けております。

今後の警察との対応としましては、現在整備中の207号バイパスの整備後の交通状況を確認し、必要性などを再検討したいと伺っているところでございます。

市としても、現地は東部中学校や共生保育園の送迎など交通量が多く混雑していることは十分承知しているところでございます。今後は、今回の交通規制化の問題点の指摘を受けまして、どのような交差点の形態にすれば安全な交差点にできるのかを土木事務所、警察、交通規制課などと引き続き協議を行ってまいりたいと思います。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今、担当課長がおっしゃったように、もともと警察署と住民の方との2回の話し合いのときにも言われました、信号機が余りにも近過ぎると。これは昔から——昔というか、何年か前まではそういうふうなところが鹿島市内にもありますよね。浜の三つ角であったり、それこそ辻のところの交差点も続けて信号機がついていますよね。しかし、これは多分300メートルか、そのくらい離れないと信号機は設置できないということだったろうと思います。

しかし、まず挙げられた3点の中の給食センターのところの、ちょっと道路といいますか、その道の幅員が足りないというところ、それと鮎越からおりてきて、祐徳神社のほうになかなか皆さん、もうぐるっと回らんといかんけんが、そこから207号に出るんじゃなくて、鮎越の方はそのまま東部中学校のほうに、松岡神社、東部中学校のほうにおりてきて、そしてバイパスに乗られる。そういうふうな形なんですね。ですから、そのあたりはしっかりと都市建設の方もこれからちょっと骨を折っていただきたいなと思います。

しかし、給食センターのところのこの幅員、これは給食センターもいずれ改修があると思いますので、そのときには、これは削っていただけますか、駐車場の一部、どうでしょうか。

○議長（角田一美君）

山崎教育次長。

○教育次長（山崎公和君）

お答えいたします。

給食センターのほうの改修とか建てかえについてはまだ具体的な検討は進んでおりませんが、御指摘の道路のほうですね、そちらのほうで拡張が必要な場合は、当然市の中での協議をしながら対処をしていくことになると思います。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。バイパスの完成予定が来年の3月なんですね。この秋もまた第3回目の住民の方との意見交換会を予定しております。そのときには各担当課長にもおいでをいただきたいと思っておりますので、同じような発言をお願いしたいと思います。

来年の4月以降、これはバイパスの4車線化になれば、やはり見ていて、蟻尾山公園から下ってきて、そして、浜、七浦方面に向かう場合、今までもこの野畠の給食センターの前だけに限らず、久保山の近くであったりとか、非常にこのあたりに危険であるという声をこの議会の中でも何人かの議員が発言をしてきたと思うんですよ。それを考えると、やはり土木事務所としても考えないといけないだろうと私は思うんですよ。市民に危険を冒してまで4車線化が本当に必要なのかという議論に今度は変わってきます。そのためにも、都市建設課と土木事務所が連携をよくしていただいて、事故防止の対策を早急に考えるべきだと思います。これについて御答弁をお願いします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

国道207号バイパスの4車線化につきましては、既に北鹿島地区の区間でも開通しており、事故防止対策として部分的な中央分離帯の設置や反射板の設置、また誘導区画線の設置が行われております。同様に、辻交差点から七浦方面につきましても同様な対策がとられることとなります。まだ具体的な事故防止対策については決まっていますが、開通前には警察署、土木事務所と現地確認を行って対策をとっていくということになっていきます。

また、ソフト的な対策としまして、全線開通前には今まで通り抜けられた場所ができなくなるというふうなこともありますので、交通形態の変わるのを事前に市報などでお知らせするということをしていきたいと思えます。

全線開通後も、土木事務所、警察署とともに注視しながら安全対策を図ってまいりたいと思っております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

よろしくお願いをしたいと思います。先ほど私が申しましたとおりに、事故があつてからではやはり遅いです。もうしっかりと、できれば来年の3月完成するこのバイパスの4車線化の前に何かしら手を打っていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

今回の一般質問は、災害、治水についてであったり、消費税の増税関連、それから区長会や消防団からの要望について質問をいたしました。ちょっと私の構成がまずかったせいか、時間が不足したところもありますが、これを打ち合わせする段階で、本当に担当の課長、それから課長補佐、係長の皆さんまでおいでいただいて、しっかりと前向きな議論というか、打ち合わせもできました。これからも議会も含め、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思えます。一般質問ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で、10番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時から再開します。

午後1時50分 休憩

午後2時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

2番議員の池田廣志でございます。

まず最初に、8月末の本当にあの集中豪雨、線状降水帯により被害を受けられた県民の皆様には心からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

第六次鹿島市総合計画は、2016年から2020年度を最終目標に進められておりますが、このことを頭に置きながら質問をいたします。

この第六次鹿島市総合計画の基本構想の中に、一番最初にうたってあるのが、市が目指す都市像と人口の将来展望についてうたわれておりますので、まずこのことについてお尋ねをいたします。

この総合計画の中で、鹿島市が目指す都市像は、「みんなが住みやすく、暮らしやすいまちで、生涯を豊かに暮らしていけるまちづくりに取り組みます」と明示されております。私もこのことが本当に鹿島市民にどういういい結果を生んだのかなと思って、会う人ごとに、「鹿島は住みやすいですか」と尋ねてみました。すると、私の思っていた以上に答えが返ってきたのが、まず、浜地区、七浦地区、古枝地区、能古見地区、鹿島には6地区ある中で4地区にお住まいの方から言われた多くの意見が、なかなか鹿島は住みにくくなりよると。どういうことですかとお尋ねすると、買い物をする大型スーパーが鹿島地区と北鹿島地区に偏ってしまい、自分たちは買い物に難儀をしていますとはっきりおっしゃいました。それと、高齢者の方が、もう本当に日用品を買うのさえ困っていますということを訴えられました。それと気になったのは、若い御夫婦の方がどうお考えなのか気になったものですから、若い方にもお尋ねいたしました。鹿島に住んで何か困っていることはないですかと尋ねますと、もうほとんどの人が家族で定期的買い物をする場所がない。また、食事をするにも店舗がない。本当に行けるお店が少ないとおっしゃいます。それではどうしているのですかとお尋ねすると、嬉野市とか武雄市、遠いところでは佐賀市まで出かけているそうです。それと、もう一つおっしゃったのが、自分が学校を卒業したときに、兄弟とか同級生の方たちも鹿島市内やその周辺に就職できる企業や会社が非常に少ないので県外に出ていってしまいました。

本当に寂しかったですと話される方も多くおられました。

そこで、これは私なりに考えていました。これらのことを少しでもよい方向に持っていくための提案でございますけど、国道207号バイパスの4車線化の工事が間もなく終了いたします。このバイパスの沿道にある一定幅で農業振興地域などの指定から一応計画的に外し、沿道サービス型の立地を強力に推薦できないものかと考えております。

なお、この考えが、私自身の考えが間違っていないといけませんので、これも会う人ごとに本当に幅広い年齢層の方と意見を交換しました。これはもうぜひ実現をしてくださいと力強い御支援をいただいたところでございます。どうぞこの207号バイパスの4車線化が終わることに合わせて沿道サービス系の開発をぜひお願いしたい。

それと、このことについて、ほかにいろんなことがないかなと調べたところ、このことに関しては、佐賀県が平成16年に策定をいたしました鹿島市都市計画区域マスタープラン、この中で、国道207号バイパス沿道周辺の開発については、沿道サービス型の立地を許容し、生活利便性の高い住宅地の形成を図ると明記されております。それと、鹿島市都市計画マスタープラン、この策定の際の市民アンケートを読んでも、この207号バイパスの開発については、この多くの方が市の活性化を図るためにぜひ取り組んでくださいという意見が多かったと私は改めて資料を読んだところでございます。

それと、国道207号バイパスの今までの利用状況について申し上げますが、2車線化で開通したころは、まだ従来の国道207号の通行量が多い状況でした。これはやっぱり蟻尾山公園までの坂がきつくて燃費が悪いとの理由でバイパスの利用はなかなかふえませんでした。しかし、現状では、4車線化がほぼ終了に近づいておりますので、大型トラック等の長距離便がふえております。運転をしておられる方にたまたまお話をする機会もございまして、やっぱり諫早―鹿島間はどうしても1時間程度時間がかかります。それでは、諫早―鹿島間を走っているときに自分たちみたいなこの車をとめてゆっくり食事する場所がない。だから、鹿島市内で沿道を開発していただいて、そういうふうな施設ができると助かりますとはっきり申されます。

このように、鹿島市としては交流人口を鹿島市内に取り込むためにも、ぜひ国道207号バイパスの沿道開発に取り組んでいただきたいと本当に強く思っております。

ただ、このバイパスの沿道を埋め立てする際には、これはどうしても注意せにゃいけないのは、埋め立てした箇所の保水能力が一部低下をいたしますので、排水にはこれはぜひ配慮してほしいと思っております。

次の質問に移ります。これは人口の将来展望についてお尋ねをいたします。

今後、鹿島市の地域社会、この活力を維持していくためには、一定規模の人口が必要であり、そのためには一人でも多くの若者を鹿島市内にとどめ、逆に他の市からの転入者をふやすなど、それと、今住んでおられる市民一人一人の方が住み続けたいと思ってくれるまちづ

くりが求められていると思っています。

しかし、既に策定されている第六次鹿島市総合計画の中の市の人口ビジョン、これを図に示されております。現時点でも3万人を下回っている人口が、40年後には1万6,000人まで落ち込むと推計されております。その要因として考えられるのは、そのころになると私どもの年代を含めた戦後のベビーブーム世代の高齢者人口も当然減るでしょう。それと、少子化の影響でゼロ歳から14歳までの年少者人口も減ります。さらに、15歳から64歳までの生産者人口と言われるのも大きく減少することが考えられます。このことについては、鹿島市だけの問題ではなく、全国の地方都市が抱えている大きな課題でもありますけど、しかし、今のまま若者たちの働く場所がなければ鹿島から出ていかざるを得ない。さらに、女性の働く場もないとなると共稼ぎも困難になって経済的にも厳しく、子供をたくさんは産めないよと、また、結婚もできないなど少子化の要因ともなってしまう、人口減少社会がますます進むことが想定されます。

そこで、若者たちの流出を防止するとともに、一人でも多くの市民の方の働く場所の確保に向けた取り組みとしてできる対策は、ちゅうちょすることなく何でもやるという意気込みが必要だと思われます。その対策としても、先ほど述べました国道207号バイパスへの沿道サービス型の立地も大切な取り組みの一つと思っています。

しかし、これだけではなかなか厳しいと思っておりますので、このこと以外に鹿島市としてどのような人口減少対策に取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

次の質問項目の企業誘致について質問をいたします。

この企業誘致につきましても、雇用の確保という意味では非常に大事な事業でございますので、これについて質問をいたしますけど、雇用の場を確保するために、現在鹿島市が力を入れて取り組んでおられる鹿島市内への新規企業の誘致はなかなか厳しい状況が続いていると思っています。全国の自治体も日々創意工夫をしながら、特に雇用が大きく期待できる製造業の誘致にしのぎを削って頑張っておられます。

私も長い県庁生活の中で、ちょうど半分ほどが企業を誘致するための仕事でございました。その御苦労はよくわかります。新たな企業を誘致することは相手のある交渉で思うような交渉ができずに大変な業務だとは思いますが、企業誘致を担当されてみて鹿島市への企業誘致の実績が上がらなかった要因というのは何だとお考えなのか、これについても御質問をいたします。

以上、この3項目の質問について、鹿島市当局の所見をお聞かせください。これで1回目の総括的な質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

私からは、国道207号バイパス沿線の一定幅で農業新規地域の指定から計画的に外し、沿道サービスの立地を推進すべきではということと回答したいと思います。

国道207号バイパス沿いの土地利用につきましては、北の玄関口である北鹿島地区、それから、西の玄関地区古枝地区、それから南側地区があります。ここにつきましては農業振興地域になっており、この沿線は宅地開発が進んでいない状況でございます。特に北鹿島地区のバイパスに係る用地買収は、圃場整備事業の中で共同減歩方式がとられ、事業の進捗を図られています。

したがって、バイパスより圃場整備事業が先行して進められて、この地域が農業振興地域であり、農地法でいう第1種農地ということになっておるところでございます。

都市計画法では、施行令第8条第2項におきまして、用途区域には原則として農振法の農用地区域は農地法の第1種農地は含まないとされておりまして、当該地区の農地に用途地区を指定することは非常に現在厳しい状況にあります。この地域の農業振興地域を外し用途区域を指定することにつきましては、以前から沿線の宅地化の議論は行ってまいりました。また、これまで佐賀県とも協議をしてまいったところでございます。

1つ目が、人口減少の中で用途区域を拡大する確固たる理由はないというのが1点ございました。2つ目が、用途区域の中に低未利用地が住居系用途区域の中に66.2ヘクタール、工業系用途区域の中に14.1ヘクタール存在しております。この市街地に残された低未利用地の活用を検討すべきとの見解でございました。用途区域内の農地は確かに減少いたしておりますけれども、その考え方は現在としてもまだ変わっていないという状況でございます。

ただし、今後大きなプロジェクトなどが出てきた場合には、用途区域内にまとまった土地が存在しない場合は全庁的に協議していくということになってきます。

このバイパス沿線である北鹿島地区、それから古枝地区、南側地区ともに平坦な地形で非常に農業に適したところだと思っております。また、圃場整備事業のほかに暗渠排水対策事業など土地改良事業にいろんな国の支援を受けている農地もございます。そのような中で、一定幅での農業振興地域を外すということは非常に厳しいものとなっております。当面は農地保全を前提とした現行法と調整を図りながら、土地利用を推進していきたいと思っております。

しかしながら、近年、北鹿島地区で既に自動車の修理工場の機能を持った販売会社の進出など沿道サービス型の事業所も進出されています。

したがって、今後の土地利用につきましては十分注視しながら、特に北鹿島地区というのは交通アクセスにすぐれた地域だと思っております。社会状況の変化で現行法の改正があるとか、それから有明海沿岸道路の開通、それと、国道498号の道路整備なども視野に入れていかないといけないと思っております。

その中で、今後、北鹿島地区のまちづくりというものは、それも視野に入れていかなければ

ばならないということで、今後、十分検討をやっていく必要があると思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

納塚総務部理事。

○総務部理事（納塚眞琴君）

先ほど池田議員のほうから、207号バイパス開発による雇用対策、あるいは企業誘致による雇用対策などについて述べられましたが、私のほうからは、定住人口を今取り組んでおりますので、そちらについて述べさせていただきます。

私が平成29年7月に鹿島市に着任して以降、多くの経済界の方々にいろいろ幅広くヒアリングを行ってきました。確かに池田議員がおっしゃいますように、非常に若者の流出が著しいというその声は多く聞かれたことは事実でございます。このような背景をもとに、学校側の協力を得まして、これまで2,000名を超える中高生に講演を行ってきたところでございます。

議員おっしゃいますように、先ほど市民一人一人が住み続けたいと思わないと、若者もそういう思いがないと鹿島に定着しないということから、こういう講演を行ってきたところでございます。

私の今まで行ってきた講演の中では、鹿島市内の非常に能力の高い、世界で活躍している多くの企業がございしますが、残念ながら、私が行った講演を通してわかったことは、多くの生徒、そして、生徒だけではなく保護者の方々も余り鹿島市内の企業のことを御存じないと、こういうことが非常に明確にわかりました。このような事実が把握できましたので、これはぜひ解消しないといけないと。

そういう思いで、ことしの2月に市内20社の企業に参加していただきまして、近隣7校の学校に声をかけまして、170名の生徒に参加していただき鹿島市企業説明会を開催いたしました。参加した企業側の反響でございますけれども、企業側にも大変喜んでいただきまして、また次回に向けて、次回というのは来年2月の話なんですけれども、さらなる意欲のあらわれを多くの企業の方からも聞いております。

一方、参加した学生からのアンケート結果を御紹介いたしますと、このような説明会が進路決定に大きく近づいていくのではないかと考えた、あるいは企業の魅力を知ると同時に、このような説明会に参加しなければわからなかった事実を改めて参加してよかったと、地元就職しようと思っていたが、企業を知る方法がわからなかったため、この説明会がうれしかった、今後もぜひ継続してほしい、私たちが地元の企業を守っていく必要性を感じた、可能な限り鹿島で就職したいと思った、このような声が多く聞かれております。

なお、令和元年度も来年2月に2回目の企業説明会を実施することとしておりまして、既

に關係先と現在調整を行っているところでございます。昨年、第1回、初めてやりました影響で非常に学校側の協力も昨年以上に積極的に参加させていただきたいという声も聞かれていますので、昨年以上の参加者を期待しております。また、ことし、来年2月にやることにつきましては、今回は保護者も参加をしていただくことを検討しております。これはやはり子供の就職については親がグリップを握っている部分も非常に大きくございますので、平日ではございますけれども、そういったことも今交えてやっていこうと思っております。

また、鹿島市では、私のところでは詳細については把握できていないですけれども、企業訪問等もかしま仕事めぐりツアーとか、ものづくりの日イベント、あるいはさがものづくり技能フェスタの見学会、このような取り組みをやっていまして、先生及び親子向け、あるいは市内小・中学生向けにこういうことをやっております。

また、今現在ですけれども、ことしから3カ年のプロジェクトとして、鹿島市と鹿島高校が連携して、地域とつながる高校魅力プロジェクトというのを結成しております。これは私が来ましていろんな講演を通して、ぜひこういうことをやりたいと言っていたやさきに鹿島高校からも話がございまして、非常にありがたい言葉でございましたけれども、今、鹿島の代表としては私が前面に立ってやっております。

10月、今月の下旬から11月初旬、この2週間にわたりまして、市の若手職員7名が鹿島市から見る7つの項目、1つ目に地域経済、2つ目に国際関連、3つ目に医療・福祉、4つ目に環境・生活、5つ目に社会・文化、6つ目に科学・技術、7つ目に食、この7つの項目で鹿島高校の1年生に7人の職員が講話を行うことを決定しています。この講義を受けますと、当然子供たちは疑問が出ます。また、我々も疑問が出ることも期待していますし、疑問が出るような仕掛けを講義では考えております。その疑問が生じたときに、生徒は市役所に出向き担当者を訪問することができるように、この仕掛けはいわゆる鹿島市への密着と、それと疑問に向けた解決策の相乗効果を狙った仕組みを実は考えていると。どんどん来てもらうということでございます。2年目については、この講義を受けた後、研究課題を発表するというにしています。

いずれにせよ、人口減少が進行している中、政府を初め、官民一体となってさまざまな取り組みを行ってきていますが、たとえ出生率が上がったとしても、人口が回復するのは何十年も先になりますので、その現実を受け入れて人口が減っても地域の活性化を維持できるよう、今ほど申し上げたような地道な取り組み、あるいは長期的な取り組みとしては、やはりこの前の決算審査特別委員会でも中村一堯議員の質問にも答えましたけれども、財政健全化の一つとして歳入確保、歳出削減、こういったところにも積極的に取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

申し上げます。答弁はなるべく簡明にお願いいたします。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、池田議員お尋ねの働く場所の確保について、雇用の創出についての質問だと思いますが、先ほど納塚理事より少しありましたが、そのほかの鹿島市が取り組んでいる事業についてお答えしたいと思います。

雇用創出のためには、まず地元の高校生に市内の企業を知ってもらうことが大切ですので、鹿島市では平成27年度から鹿島商工会議所に委託して企業ガイドブック、（現物を示す）こちらになりますけれども、作成し、市内と近隣7校の新3年生へ配布を行っております。掲載企業は、当初は29社でしたが、最新版は41社を紹介しており、高校生へのメッセージとして実際に働いている若手職員の声なども掲載しております。

また、先ほどありましたように、ことしの2月に初めて鹿島市企業説明会を開催しております。なお、来月の11月9日になりますが、介護のお仕事説明会を新卒予定者とその保護者を対象に「かたらい」のほうで開催予定です。

参考といたしまして、高校生の就職の状況を紹介しますと、ハローワークの鹿島管内ではことしの3月の数字になりますが、卒業生600名のうち250名が就職をされています。内訳は、県内企業への就職が142名、56.8%、県外へは108名、43.2%となっており、県外流出を避け県内、とりわけ鹿島市内への就職をしてもらうため、先ほど紹介した取り組みを鹿島市ではこれからも行っていきたいと考えているところです。

次に、議員お尋ねの企業誘致について、実績と実現しなかった要因についてお答えします。

平成20年10月に谷田工場団地で創業を開始した旭九州株式会社を含めて、この約10年での企業誘致の実績は、製造系2社と事務系2社となっております。最近では、川口市に本社のあるプラスチックや金属などを成形するための金型、いわゆるモールドベースを製造されている川島金属が谷田工場団地に進出されております。

ことしの1月には、神奈川県鎌倉市に本社がある人工機能を使った自動野菜収穫ロボットをアスパラ農家などに貸し出し、収穫高に応じて収入を得る仕組みの企業、株式会社 i n a h o が西牟田の空き店舗を活用して進出されております。

次に、企業より鹿島市に興味を持たれて結果的に不調に終わった企業数は、この約10年間で6社になります。不調の要因として、アクセスのみの理由が1社、本社の業績悪化が1社、アクセス及び業績悪化が4社となっており、6社中4社は他の地区への進出も断念されている、リーマンショックが原因だと考えます。

私のほうからは以上です。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

それでは、一問一答形式で質問をしたいと思います。

まず、国道207号バイパスの沿道開発、ここまでやらない市町村はほかにございますか。鹿島市の場合は、あくまで農地保全という形で、もう1級農地だからそういうふうな沿道開発はできませんということで、過去のいろんな議会での答弁も聞いて確認をいたしております。ただ、ここまでかたくなにやらないというのは何なのか。それじゃ、県内にそういうふうな、どうしても誘致をしない、開発をしない市町村があるのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

バイパス沿いの開発についての他市町村の状況ですけれども、武雄市とか旧山内町とか、いろいろございますけれども、置かれている条件とか背景が違いますので、一概に鹿島市だけがちょっと厳しいとかいうことは比較できないんじゃないかなということで考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

ちょっと私も今の答弁では納得はできませんけど、本当にこの207号バイパス沿いの沿道開発については、特に北鹿島地区も1級のうちであるということで非常に厳しいという話をされています。ただ、そう言いながらも、過去10年間の国道207号への進出された会社、このあたりは大体10年間で17社ございます。この中の17社はほとんどが北鹿島地区、やっぱり行ってみると、バイパスの内側といいますか、内側のほうが今徹底して、パチンコとか、そういういろんな大型スーパーとか入ってきていまして、そういう意味ではかなり北鹿島に集中しています。それで、市民の方から非常に言われたのが、何で鹿島市の場合は鹿島地区と北鹿島地区にあれだけスーパーが固まるのを認めるんですかと。それと、自分たちが住んでいる古枝・浜地区のほうにはそういうのが一切ありませんと。同じ国道207号バイパスが通りながら一切開発がされませんが、これはどういうことですかとおっしゃいます。

だから、そこで私も古枝地区の状況を見てみると、ちょうどセブンイレブンができたり、それと反対側は工場団地に指定され、そんな農地はあいていませんよね。だから、本当に農地だけ守っているかというのと、そうじゃないんじゃないかなと思っています。特に古枝地区については、207号は今回まだ4車線化の工事は終わってありませんけど、下り方面のところはもう本当に隣は工場団地になっています。だから、その開発もまずできないのか、あくまで農地を守りますよと言い切るのか、そこがなかなか私には理解できません。できない

理由、もう農地農地とおっしゃるけど、それじゃ本当に鹿島市のためになるのかなと、非常に疑問を持っています。それにお答えいただきたいと思います。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

バイパス沿いの農地の開発を絶対だめだということではございません。ただ、鹿島市の都市計画マスタープランにも、当面の間は現行法の中で土地利用を図りつつ、将来的には沿道サービスの機能の立地検討ということでも書いておりますので、進出の要望が出てきた場合は、そこら辺農地法、農振法、それと都市計画法を照らし合わせながら検討していくこととなります。

済みません。追加してちょっと御説明します。沿道サービスというのがどういうものかというのをまずちょっとここで御紹介したいと思います。

沿道サービスは、一般国道、または県道の沿道で流通業の施設、休憩所、給油所、それらに類する施設ということになっていくところなんです。具体的には、車両の通行の必要な施設として自動車の修理工場、それと食堂等の施設が該当します。それとあとコンビニとかも駐車場、トイレを備えつけてある空間であれば、これに類する施設ということで許可の対象ということになってきます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

確かにバイパス沿道の開発については、沿道サービス型施設の立地ということで県のほうも書いています。ただ、先ほど申された沿道サービスの業種というのを今お話しいただきましたけど、この県の都市計画マスタープランにおいてもはっきり書いてあるのは、207号バイパス沿道については沿道サービス型施設の立地を進め、生活利便性の高い住宅地として計画的な市街地の形成を図ると書いてある。だから、そういうふうな車関係の施設だけじゃなくて、あくまで生活の利便性を高めるためのそういうふうな開発は認めますよという話をしている。だから、そこが本当にそういうふうな長距離のトラックの方がおっしゃるような話も鹿島ではできないのかどうか、それじゃ非常に私はもったいないと思います。

それと、近くには全国で2番目に多いと言われる祐徳稲荷神社もございまして。だから、そこを通る人が非常に多い中で、ここをかたくなに農地農地で守るべきなのか、そこを私は非常に疑問に思っていますので、この沿道サービス型の施設というのは、そういうふうな種類もあると思いますけど、本当に鹿島市のためにこの沿道を開発して、そこで発生する雇用を

ぜひ市民の方に広げていきたいと思っております。

それで、先ほど総務部理事のほうからもお話があったように、若い方に鹿島市の魅力を伝えていくという話もあっています。だから、そういう意味でいろんな方が努力されているのはわかるんですけど、この沿道の開発だけがなかなか進まないというのが何なのか。

それで、私もデータをとって見た中で、これは非常にいいなと思ったのが、6地区ある中で、北鹿島と鹿島地区、この5年間のそれぞれ若年層と働き盛り、それと高齢者、それぞれに分けて5年間でどれだけ人口減少が起きたのか、データもいただきました。それを見たときに、やっぱり北鹿島地区、鹿島地区はほかの4地区に比べたら高い数字を示しています。だから、人口減少するのにも非常に効果がある。仕事をする場所があれば、ああ、こういう結果が出るのだなと思っておりますので、そこについてはなかなか方針は変えられないようでございますので、これについてはぜひできる方向でお願いをしたいと思います。

先日お話をする中でも、佐賀県内にもこういうふうな沿道が開発されない場所がございますという話もありました。それはどこですかというと、鍋島地区でした。鍋島については、これはあくまで佐賀市の管轄でございます、これは県がタッチできない市街化調整区域でございますので、なかなかそのあたりは佐賀市の市長の思いだと思います。だから、そのあたりでは開発できない場所もあるんですけど、ほとんどの市町村の、こういうふうな鹿島みたいなバイパス整備をしたときには、当然その周辺の沿道の開発というのは進められておりますので、私もこれは何で進まないのかと思いながら、そういうふうな仕事をなりわいに行っている人との意見交換もしました。それで、こういうふうに鹿島の場合は、沿道へのいろんな進出ができないとなると、自分たちも自信を持って進められもんねと。確かに鹿島警察署が移転をしてくまして、その前に自動車会社が2社入ってきたんですけど、この方たちもお話をしました。そしたら、やっぱりどうしても農地の手続に非常に手間取り大変でしたと。それで、こう大変なら鹿島に来るところはなかですよとまでおっしゃった。だから、そこを本当にこのままにとっていいのかどうか。それと、先ほど申しましたように、いろんな不動産関係の仕事をしている人の意見も聞いてみました。だから、県内にいろんな進出希望の話があるんだけど、鹿島市にはこの話だけはおろせんもんねという話があります。だから、本当にこれじゃもったいないと思っておりますので、このあたりは市長のリードでぜひ変えていただけたらなと思っております。よかったですら市長お願いいたします。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えします。

この話はちょっと長い経緯がありまして、多分池田議員がおっしゃっているのと逆なんですよ、市の発想は。これは簡単に言うと、ルールとルールのぶつかり合いなんですよね。だ

から、片方に農地法という法律がなければ非常に簡単なんです。だから、意地悪く言えば、経過が非常に解説するのに長くなりますが、あそこにバイパスを通すということがわかっていたとき、わかっていたら圃場整備をすればいいんですけど、国費を使ってね。先にきれいな農地をつくってしまって、その真ん中をああいう道路を通したからこんなことになったという、そこが実はこの話に抜けていまして、おっしゃっているのは。圃場整備のことを抜きにして、せっかくいい道路があるのに何で開発できないんだろうかという話になりますから。

今、課長が答弁しておりますように、そのすき間を縫って一生懸命になって開発をしようとしているんですよ。かたくなに反対しているわけじゃ全然ありません。だから、多分ほかのところは長らく御商売やっておられましたから御承知だと思いますが、第1種農地はほとんど難しいんですよ。ほかの町は多分第2種農地だった可能性があるんですよ、経過として、開発されたところは。

そこを、ほかのところをあそこだということはありませんが、鹿島の場合ぶつかってしまったんですよ、一番いい農地と一番いい道路とがね。だから、それをちゃんと事前にチェックしておけばこんなことにはならなかったということが1点です

それからもう一つは、ほかにこういうまとまったいい農地がないものですから、もし仮に何の理由もなく、何の理由もなくですよ、ただ開発を進めるためにだけ両側何メートルかを農振地域を外すということになりますと、そんなら、もう鹿島は農地は要らんですと、こういう議論が出てくるんですよ、トータルで。だから、今そのすき間を縫って一生懸命になって沿道はただ何だかんだと言って個別審査をやっていると。だから、かたくなに鹿島に開発していろんな企業が来ちゃいかんよて事務的には何も思っていないということだけはわかってやってください。一生懸命やっています、それは、農地当局とね。

最後の議論、議論は言っています。そのことなんですよ。まだ土地が、農地があるでしょう。そのバイパスの内側にも農地が残っています。それから、開発適地も残っているんですよ。なのに、わざわざ無条件で外せというのは難しい。

池田議員がおっしゃっているものの一番の難しさは、無条件で両側何メートルか外せということになったら、もう極めて難しい。だから、その間をとって個別審査をやっていると。そのときの条件が沿道型のサービスと、その延長線の生活関連ということなんですよ。いきなり生活関連のものを持っていくとなると、かなり難しいと思います。実際問題、何年間も議論をしているんですよ、県当局と。

ですから、僕が見ていると、頑張っているのに、何か市民の皆さんからしたら、かたくなに開発を阻んでいるように見えるという立場じゃないことだけはわかってやってほしいと思います。

そこで、1つだけこれからの可能性としてあり得るのは、一言言ったと思います。大きな

プロジェクトなり大規模開発ということがあって、どうしてもそこにある程度の手当てをしないといけないとなったときがチャンスではないかと、言っているのはそういうことなんですよ。だから、先に土地を適地にするんじゃなくて、適地をこれだけないといけないという条件をつくれるかどうかということなんです。その規模がどのくらいかというのは難しいと思いますけれども。

せっかくのお話ですから、1つだけ言うておきますと、工場団地を鹿島でどうしてもつくらないといけないと、そこはここですよと話になったときにチャレンジするということがまず最初のステップじゃないかと思っております。

ですから、鹿島だけが何かかたくなに応えよらんよというような話だけはせんようにしておいてください。そうせんと、逆にほかのところで農地開発をしているのが、ある意味では、開発当局からストップする可能性があると思います、僕は。つまり、農地要らんじゃないかと、優良農地をつぶそうとしているという話になってしまいますからね。だから、農地サイドからも開発サイドからも説明がつくような論理構成を事務的にしないといけないという立場にあるということだけはわかっておいてほしいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

207号バイパスの場合の沿道開発というのは、今、市長の答弁でも、非常に農地法をクリアするのが厳しいという話があります。ただ、私もこれを質問するに当たっていろんな地域を調べています。その中で、武雄市はあれだけできて、本当に農地は2種だけだったんですかと言えば、いや、そうじゃありませんと。これははっきり1種農地と2種農地の混合だったそうです。だから、そのあたりで、やっぱりやりようによってはできるんじゃないかなと、改めて思い知らされたところです。

それで、どうしても鹿島市民の思い、この買い物にも不便をするというようなあたりの現状をどう打開していくのか。そのあたりも含めて開発をしていかんとなかなか厳しいなと強く思っておりますので、そこはなかなか農地の問題というのは厳しいとは思んですけど、不可能じゃないと思っておりますので、それは事情をお話ししながら、ぜひ解決していけたらなと思っております。

そういうことで、この件については、市長からの答弁もいただきましたので、この207号バイパス、まだなかなか厳しいという話のまま終わってしまうかもわかりません。

それと、次の人口の将来展望、人口減少対策について2番目に質問をいたしましたけど、これについても、やっぱり今いろんな総務部理事も手を打ってやっているという話をされました。ただ、これはなかなか難しい問題で、やっぱり目の前に私が非常にこだわっているの

は、鹿島市内に新しく、新たに働く場をつくってやらないとなかなか厳しいと思っておりますので、この減少対策は本当に何が必要なのか。

先ほどの子供たちへのいろんな市内の企業のPRも必要だと思います。だから、そのあたりでほかに思いつくような、それとも六次総合計画が来年度までですから、4年を経過しています。その中で、どういうことをやって実績が上がってきたのか。まだ上がっていない部分は今後どうしようと思っているのか、そのあたりをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名はありませんけれども、私からちょっと。まず、長期的な構想なり計画なりということについて、今どうなっているか。

一番はっきりしていますのは、制度的に第六次の総合計画と思っております。これは、平成16年から平成20年まで5年間、今数字でわかっているのは、3年間経過して、あと2年を残しておりますが、大きく分けて4つに、事務事業として4つに分かれているんですよ。1つは産業の振興、2つ目が福祉・医療ですね、それから3つ目が都市基盤の整備・環境、4つ目が、教育・文化に分かれておりますけど、全部で5分の3と言っているんですかね、5年間のうち3年間経過した。事務事業の評価、実績、これは62%というふうに事務的にははじいてございます。それから、たまにお話になるニューディール構想というのがございまして、これは何が内側か外側かとか、具体的な積み上げはやっておりませんので、捉え方はなかなか難しいんですが、よくお話を出していただくのは、10年間で70億円の事業をやりますということはおおむね皆さんの頭の中に入っていると思いますが、現時点でその中の63億円ぐらいですか、事業は実施をされております。したがって、もう9割は実施をされていると思っていただいて結構だと思います。

ただ、そのときに一番減ったのは、全部で9割事業が進んだというよりも、例えば、市民会館は30億円ぐらいかかるかなと思っていたら、20億円ちょっとでございまして、一つ一つの事業というか、がへこんだということが1つ。それから、想像以上に国の援助がございまして、多額の国費、補助金が投入することができましたので、かなりその面についても見直しを行って、数字だけでいいますと、おおむね9割ぐらいということでございます。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

それじゃ、この第六次総合計画については、大体9割程度進んでいるという感触を示されたと理解していいですかね。（発言する者あり）ニューディールが9割。わかりました。

ただ一つ、この六次総合計画の中で、非常に私が今こだわっております仕事、人口ビジョ

ンを抱えながら仕事をなすだけ鹿島市内につくっていききたいという話の中で、六次総合計画の79ページ、この中にいろんな具体的な資料がここに示されております。この中の非常に大事なことだと思っているのが、79ページの下の方に鹿島市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを上げておられます。これについては、この計画よりも1年前倒しした形で平成27年度から取り組んで、ことしが最終年度になっております。だから、これは本当にまち・ひと・しごと創生というのがどういう形でできてきたのか、このあたりは誰か具体的にお答えできる方がいらっしゃれば、お話をお願いしたいと思います。

○議長（角田一美君）

田崎企画財政課長。

○企画財政課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

平成28年に第六次鹿島市総合計画の策定をいたしております。その前段、国では平成26年にまち・ひと・しごと創生法という法律が施行され、総合戦略が策定をされました。鹿島市においても、平成27年10月にこの国のビジョンに基づいて鹿島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をいたしたところでございます。

この戦略につきましては、総合計画を形成する一部の分野に特化して具体的な施策、事業に取り組むこととしているところでございます。

議員おっしゃるように、仕事づくり、物づくり、人づくり、まちづくりというところに特化した計画でございまして、今年度をもって終了するということになります。

特に東京一極集中とか、少子化対策についてどういった施策をやっていくのか、人口減少対策をどういうふうにやっていくのかということを具体的に、総合計画の一部の部分はこの計画に取り上げて、そういった事業を中心にやっていくということで人口減少の対策になるということで計画をしているところで、事業実施をしているところでございます。

この計画につきましては、今年度国の第2期の戦略が閣議決定されましたので、今後、鹿島市でも第2次の計画を策定する計画にいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

今回、私の場合は、鹿島市内に一つでも多くの働く場の確保を考え、ぜひ実現をしたいと思って質問いたしました。ただ、なかなか207号の沿道開発は農地法の問題で非常に厳しいということもわかりました。

ただ一つ、企業誘致をされる担当の方にぜひ検討をしていただきたいと思います。私から見ましても、鹿島市への企業の進出というのは、いろんな高速道路、そ

の体系へのアクセス等で非常に厳しい立地条件になっていることは私もわかっております。これは1年、2年で解決できる問題ではありませんので、なかなか厳しいのかなと思っています。

ただ一つ、鹿島市の場合でもぜひ検討をしていただきたいと思っているのが、これは私の今までの経験の中で、これはいいなと思ったことなんですけど、新しい企業を誘致するというのは非常に大事なんですけど、もともとある企業を大事にするというのは非常に効果がありました。私の場合は、新しい企業を誘致しながら、これと平行してやったのが立地済みの企業を徹底して回って情報収集をしてまいりました。その中で、本当に次に自分の会社がこういふような事業展開しようと思っていますとか、いろんな悩み事がある中で、これを企業が考えている地元の市町村に引き継いでそこで検討してもらおう、そうしたときには、それがいつか実現の方向に行っていたということもございますので、鹿島市内に、総務部理事がおっしゃったように、いろんな意味で交流をしている20の企業があるとおっしゃいましたので、この20の企業と鹿島市の行政を担当され、企業のいろんなお世話をされている部門でそういうふうな企業訪問というのをぜひ実現していただけたらなと思います。そうすることで、次の企業の展開が見えてまいります。ただ、回ることで怒られることもあります。もうこれはいろいろ都市計画の決め方によって企業に非常に迷惑をかけたことも鹿島市内にございますので、そのあたりでは企業から苦情も言われますけど、やっぱりいろんな話を親身に聞いてやることで、逆に彼らのほうからいろんな情報が出てまいりますので、この企業訪問しながら企業情報を収集するというのもぜひ検討をしていただきたいと思います。これはもうあくまで私の希望でございますので、答弁等は要りません。

今回、何か思いを聞いていいですかね、そういうことができるのかどうか。今までやられたのかどうか、企業訪問して情報収集するとか、今までは企業誘致したところを、誘致しようと思って新しいところへのいろんな接触をされたと思いますので、そういうのも可能なのかどうか、簡単に結構です。

○議長（角田一美君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

お答えをいたします。

経験に基づく貴重な御意見、御提案ありがとうございます。

市内企業への定期的な訪問について、少しお答えをいたします。

もともと鹿島市は自然に恵まれた産物と物づくりの技術によって、さまざまな魅力ある産業を創出し、地域の経済を支えてきてもらっているところであります。現在でも世界的にすぐれた技術により業界をリードしている優秀な企業を初め、いろんな種類の企業の活動により地元の雇用、地域産業の活性化が図られ、この地域の経済を支えてもらうだけでなく、企

業の関係者の皆様は、個人では鹿島市民の立場で地元鹿島のまちづくりにも多いに貢献をいただいていますし、地元の商工業、経済界を代表する立場で鹿島市政にも積極的に御参加いただき、いろんなアドバイスをいただいているところで、交流の機会も非常に多くあると思っております。

したがいまして、現在のところは定期的に改まって企業を訪問していることはいたしておりませんが、地元企業の皆様とはいろんな会合や場面でお会いし、意見交換、情報交換をする機会があり、日ごろからお互いの状況を理解できる関係であり、必要に応じてはお互いを訪問する関係でもあります。市長を初め、私たち職員にとってもかかわり方、距離感は非常に近いものと感じております。規模の小さな自治体、鹿島ならではのメリットでもあるというふうにも思っております。

商工観光課のほうでは、大村方工場団地への誘致企業とは定期的な会合を行っておりますし、谷田工場団地への進出企業に対しては訪問して、その後の状況確認、情報交換に努めているところでございます。

また、先ほど議員がおっしゃいましたまち・ひと・しごと創生総合戦略ですね、これに基づいて仕事づくりに力を入れ取り組みを始めた中で、商工観光課では、先ほど理事のほうから御説明がありました企業説明会、産業支援課では仕事めぐりツアーですね、かしま仕事めぐりツアーの取り組みを行っており、私たち行政と地元企業の関係はこれまで以上により緊密に連携できていると思っております。

また、この取り組みを始める前には、市の職員が地元企業のことを知らなければいけないということで、市内の企業を課長以上の職員が訪問し、地元企業の視察をしており、その理解と関係の構築に努めているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

2番池田廣志議員。

○2番（池田廣志君）

今御答弁いただきましたけど、少し補足をしたいと思います。

この市町村と各企業の関係というのは、今おっしゃったように、いろんな会合の場でお会いもするし、いろんな協力もしてくれていると思います。ただ、私が企業訪問をして1対1でいろんな情報交換をするというのは、やっぱり行くことによっていろんな情報が出てまいります。公の会議の場で会うとか、そんなじゃなくてですね。

これは一つ私もびっくりしたのは、企業訪問を続けていく中で、毎回その会社の玄関先に県外ナンバーがとまっています。これは何でかなと思って改めて社長とじかに話し合ったんですけど、やっぱり誘われている。それで、これは鳥栖市にある世界的に有名な企業なんですけど、ここだって誘われました。だから、行くたびにそのナンバーの車があるもんだから、

話をする中で、社長も話してくれたんですけど、やっぱりそういう誘い方もあります。これは鹿島を私が回ったときもございます。鹿島市内には本当に世界に誇れる技術を持った企業もございますけど、ここもお隣あたりから誘われたということがございますので、やっぱり本当に企業訪問しながら、気持ちが触れ合うまでにならないとなかなかそのあたりの情報は出てまいりませんので、そこはぜひ、今やっている以上に関係を深めていけたらなと思っていますので、そこをお願いしながら、きょうの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で2番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明5日から8日までの4日間は休会とし、次の会議は9日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時9分 散会